

婦人、と、年少者

昭和二十八年五月二十日第三種郵便物認可 昭和三十一年一月五日発行 (毎月一回五日発行) 第一号 (通巻六十四号)



- ◆ 1959年をむかえて
- ◆ 社会教育法改正について(対談)
- ◆ 社会保障の今後の課題

1

1959

婦人少年協会

婦人少年協会規約

(名称)

第一条 この会は婦人少年協会と称する

(事務所)

第二条 この会は事務所を東京都内におく

(目的)

第三条 この会は婦人及び年少者に特殊な労働条件の向上並びに一般婦人の地位の向上に関する知識を普及するとともに政府の行う婦人少年問題に関する業務に協力し、婦人少年問題の解決に寄与することを目的とする

(事業)

第四条 この会は前項の目的を達成するために次の事業を行う

- 一、婦人少年問題に関する調査研究
- 二、婦人少年問題に関する各種資料の作成、出版、頒布
- 三、その他この会の目的を達成するために必要なこと

(経費及び会計)

第五条 この会の経費は次に掲げるもので支辨する

- 一、会費
- 二、寄附金
- 三、事業に伴う収入
- 四、その他の収入

第六条 この会の会計年度は毎年四月一日から始まり翌年三月三十一日に終る

(会員)

第七条 この会の会員は次の各号の二種とする

- 一、普通会員 この会の目的に賛成し且つこの会の事業に協力する個人又は団体であつて毎年一、〇〇〇円を納付するもの
- 二、賛助会員 この会の目的に賛成し且つこの会の事業を賛助する個人又は団体であつて毎年三、〇〇〇円以上を寄附したるもの

第八条 会員はこの会の発行する刊行物、資料等を無料又は実費で頒布を受け、又この会の行う事業について優先的な便宜を受けることができる

第九条 会員はこの会の業務について意見をのべることができる

(役員及び顧問)

第十条 この会に次の役員および顧問をおく

- | | |
|-----|--------------------|
| 会長 | 一名 |
| 副会長 | 一名 |
| 理事 | 十一名以内(内一名を事務局長とする) |
| 監事 | 二名以内 |
| 評議員 | 若干名 |
| 顧問 | 若干名 |

第十一条 会長及び副会長は理事の互選による

会長はこの会を代表し会務を統括する
副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する

第十二条 理事は会員又は学識経験者の中から会員が選挙する

選挙は書面で行われ、会務の運営に

ついて協議し議決する

第十三条 監事は理事会の決議により会長が委嘱する

監事は会務を監査する

第十四条 評議員は理事会の推薦に基づいて会長が委嘱する

評議員は理事会に出席し、意見をのべる重要な会務の運営に参画する

第十五条 顧問は理事会の推薦に基づいて会長が委嘱する

顧問は会長の諮問に応ずる外、重要会務の運営に参画する

第十六条 事務局長は理事会の推薦に基づいて理事の中から会長が委嘱する

事務局長は日常事務を処理する

第十七条 役員の任期は二年とする

ただし重任を妨げない

補欠によつて就任した者の任期は、前任者の残任期間とする

(会議)

第十八条 この会の会議は理事会および役員会とする

理事会は会長、副会長及び理事で構成する

役員会は会長が招集し、次の事項を議決する

一、規約の変更に関すること

二、解散に関すること

三、重要財産の処分に関すること

四、その他特に重要と認められること

重要な会務を議決する

第十九条 役員会は第十条に規定する役員及び顧問で構成する

役員会は会長が招集し、次の事項を議決する

一、規約の変更に関すること

二、解散に関すること

三、重要財産の処分に関すること

四、その他特に重要と認められること

第二十條 理事会及び役員会の議長は会長がたる

第二十一條 理事会の定足数は構成員数の二分の一とし役員会の定足数は構成員数の三分の一とする

議事は各出席員数の過半数で決する

賛否同数のときは議長が決する

第二十二條 理事会及び役員会は会長が必要と認めた時、又はそれぞれ構成員の二分の一以上の請求がある時はこれを開かねばならない

第二十三條 この会の設立当初の役員は設立発起人の中からこれに充てるものとする

第二十四條 この会に事務局をおく

第二十五條 事務局に関する規程および会員の事業協力に必要な規程は別に定める

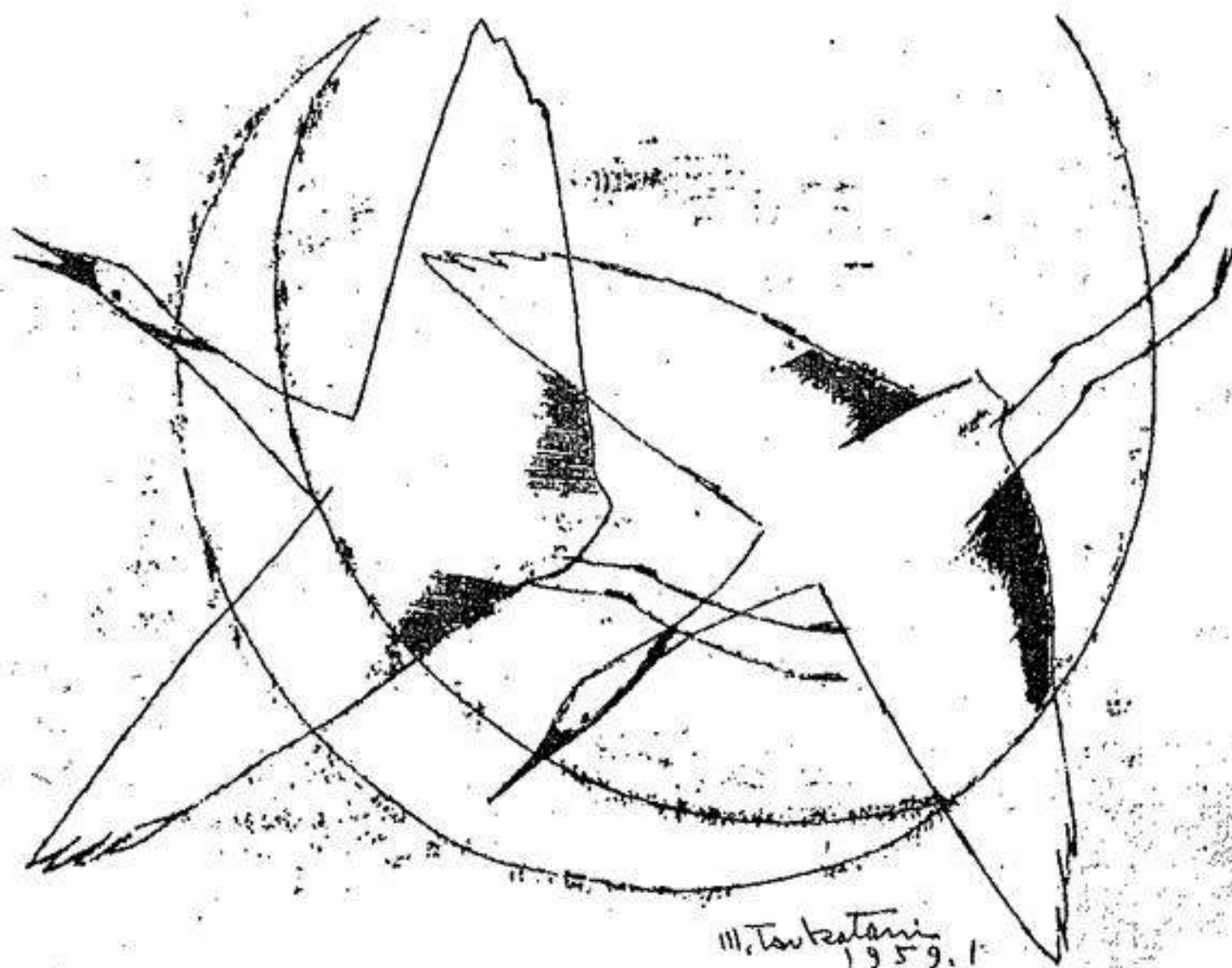
第二十六條 この会が必要があるときには各都道府県に支部を設けることができる

第二十七條 この会は将来適当な時期に財団法人の組織に切替えるものとする



関口哲也撮影(帯広市)

<こゝろと子供>



日々をたのしく！

上 植村・強撮影（宮崎市）
下 増井・資祐撮影（静岡市）

婦人と年少者 七巻二号 目次

口絵 こんふと子供・日々をたのしく

一九五九年をむかえて	谷野 せつ	2
婦人界の動きと今年の方角	松田ふみ子	4
婦人の雇用問題の展望	藤田若雄	7
年少労働者の保護運動をどう進めたらよいか	那須宗一	10
社会保障の今後の問題	久保まら子	11
英国の社会保障制度を支える人たち	渡辺華子	14
社会教育法の改正について	対談 福田 繁 田中 寿美子	17

各地の「働く青少年女の集い」 (第十二回保護運動)

福 島	24	東 京	25	三 重	25
広 島	26	長 崎	27		

婦人労働風土記	① 福岡県	前田薫	30
すべて明くる健康に			

資料(室)

一九五八年の婦人労働のうごき	32
女子保護の概況 (昭和三十三年)	34
働く婦人と労働組合 ② (労組婦人のページ)	36
婦人界の動き (十一月、十二月)	38
婦人少年室協助力名簿 ② (中部・近畿・中国)	39
女子の就業数と完全失業者数・平均現金給与額	表紙の3
婦人週間のテーマについての御意見を	表紙の3
編集室より読者の皆さまへ	30, 18
婦人少年局ニュース	表紙の3
表紙	富山 妙子 扉 塚 谷 政 義

1959 年を むかえて



労働省婦人少年局長

谷野 せつ

婦人少年労働者のための新しい行政機関として、婦人少年局が労働省の中に置かれた大きな意味は、新しい憲法が宣言するところの基本的人権、とりわけ個人の尊厳とともに男女平等の理想を、家庭や職場や社会のあらゆる生活の場において実現させることを目的として、婦人の実質的な地位を高めるための諸問題や、さらにまた今日の資本主義社会において、比較的抵抗力の弱い婦人労働者や、とりわけ搾取の対象になりやすい年少労働者を保護して、そこからおこる数々の弊害をとり除き、より明るい人間関係をもたらし、健康な市民として、労働者としての成長を期待するための推進力ともなることを、主な任務として生まれ出たものであります。過去十か年余りにわたる私達の努力は、社会の皆様の多くの支持や期待を得て、数次にわたる婦人少年局廃止の声にもかかわらず、その任務とするところのたゆまぬ活動をもって、婦人少年労働者の問題の行政のために幾分の役割を果たされてきたことは、御同慶にたえないところでございます。

最近の婦人界を省みますと、ひろく一般に婦人の地位については、かなりな成長が認められて来たとおもわれます。このことは新憲法の下、男女平等の趣旨に基づく法律諸制度の設定が、大きく預って力あるこ

人団体とも緊密な連絡をもって、国際的な協力のもとに、婦人の地位を高めるための努力を、いっそう活発にすすめていきたいと思います。

来る四月十日から開催せられる婦人週間も、今年は第十一回目を迎えるようになっています。過去十回の成果の上に、さらに将来への新しい歩み方向づける意味においても、今年は従来よりも増して意義深く持ちたいものとねがわれます。

婦人の地位の新しい変化は、婦人の経済活動の面にも認められることができます。最近の労働統計によりますと、雇用関係にたつて働く婦人の数は六百万余りを数え、婦人の労働力率化の傾向も男子をのりこえて、幾分高い割合を示しています。このことは婦人の解放が婦人の経済的自覚を高めていることによるのは勿論ですが、さらにまた最近の人口の近代化の傾向や、家庭や社会生活の近代化、民主化の傾向が、好むと好まざるとにかかわらず、婦人を家庭から職場や社会に押出す力を強めていることにもよるものであります。けれどもこのような傾向にもかかわらず、婦人の職場における現実の生活や地位については、それほど高められていくわけではなく、婦人労働の問題の本質は、いっそう手こわいものをさへ、感じないわけにはまいりません。婦人の労働市場における最近の傾向をみますと、就職の機会に関する問題は、まことに複雑を極め、特に家庭や社会の生活において、生活負担の男女平等の傾向や結婚難、生活難の現象がすすめられるにつれ、いや応なしに年輩婦人や結婚婦人等の就業の機会に関する問題をもたらし、未亡人等を含めて家庭に責任を持つ婦人の雇用、職業の問題や内職問題、労働保護の問題が極めて重要な意味を持つに至りました。また一方、婦人の雇用、職業の問題、内職労働の問題は婦人の賃金に関する問題とは切り離して考えることのできない大切な意味があります。

婦人が折角権利として保障されている男女同一賃金の原則についても、それが適用されているにもかかわらず、婦人の平均賃金は年々男子に対する格差の幅を広め、婦人労働の諸問題のつながりの複雑さと、その問題の深さを想わずにはいられないのであります。婦人労働問題のこのような状態に対して、婦人少年局では、今年は特に専門的職業に属する

とは申すまでもないことであります。婦人の政治的権利の行使についても、日本の婦人が初めて参政権を行使したのは一九四六年のことでしたが、その後十三年の歴史を経て、婦人の政治意識や活動の分野にも、随分の進展がなされました。国会議員に選出せられる婦人の数もいく分は増加をみせ、地方議会においては、かなりな増加をさへ示しております。

その他公職を得て活躍する婦人も年々ひろがりを見せて来ました。公職の場における有権者としての婦人のこのような傾向もまた十分とはいえませんが、それにもかかわらず婦人達の目頃の生活や市民活動において、とりわけ婦人が有権者としての本来の責任を果たしてゆく実力という意味からは、まだまだ多くの反省と努力が払われねばならない問題を残しております。さらに婦人が教育をうける権利という観点から、教育の面における男女の機会均等についてみても、女子の高等学校や大学教育をうけるものの割合は年々増加し、このことは家庭生活の幸福を確保する上からも、婦人の経済的、社会的地位、政治的活動の上にも大きな意味をそえているものと思われまします。けれども婦人の教育に関する機会は、依然として婦人に特有な偏見や伝統的な態度に影響され、必ずしも個人としての婦人が、本来の能力を存分に生かすようには向けられていないのであります。一方家庭生活における婦人の地位についても、民法が改正され、男女平等の家族関係が打立てられたことは、家庭における婦人の地位にかなりな変革をもたらしましたが、ここにも男子を中心とした家族制度がこわされた反面、未だに新しい家庭が育たず、家庭が、自分達の生活や社会の幸福の上からどんなに大切であるかの意味をさへ、一般によく理解されていないために、家庭婦人とりわけ主婦の役割や地位が認められないところから、家庭婦人が有権者としての新しい責任を果たす上にも、家族の幸福をたかめるためにも、多くの障害が残されている有様であります。婦人少年局ではこのような婦人の地位に関する諸問題の現状について、或るいは農村に、漁村に、商家に、労働者家庭に、当面する様々な婦人問題を分析し、それらの解決のための啓蒙活動を積極的にすすめることに努力を怠りませんでした。今年度はさらに婦人団体の御協力を得て、婦人の地位に関する国際機関や国際的な婦

婦人の職業について、その進出を阻む問題を検討し、賃金問題との関連において、職場婦人の地位を高めるため活発な活動をすすめていとお願ひしております。そうして家庭外に出て働くことの困難な内職労働者に対しては、グループ育成の方途等を講じて、とかく内職労働に伴う困難な問題や低賃金問題は是正にも一歩をすすめてみたいと思っております。

また、年少労働者がけわしい労働環境から守られて、将来の市民として、労働者としての健康な育成をとげるためには、労働基準法に規定せられて最低の労働保護はもとより、作業訓練や技能の向上に関する機会について、さらにまた、労働の余暇において当面する人間育成に必要な様々な文化的、教育的機会や、レクリエーションの機会等にも十分な配慮がなされ、施策がすすめられねばならないところであります。

最近年少労働者にみられる傾向は中小企業において年少者が年々にあえていくことであります。けれども中小企業は一般的には大企業に比べて職場の施設が貧しく、多くは年少者保護のためにも、十分意を尽し得ない事情にあります。このため中小企業に働く年少者については、労使の人間関係は、過度の緊張がみられる場合が少なくなく、その地位や生活に関する不安から、年少者達の早期離職を誘発している向きが少なくないのであります。

そこで婦人少年局では、最近特に中小企業に働く年少労働者の保護や福祉の問題を重視して、とりわけ使用者の主婦等に対する労務管理の啓発に努力を怠りませんでした。さらに本年は、年少者の健康をまもり教育やレクリエーションの機会をすすめるため、さらにまた、将来の市民活動に必要な人間育成の活動を自主的に行うことができるよりどころとして、福祉員制度や労働青少年ホーム、共同宿舎等、各般の施策の実現のため努力を致したいと思っております。

また最近の労働統計によつて就業者構造の上からみた一つの特徴としての傾向は、農業等の第一次産業に属するものが次第に減少している反面、第二次、第三次産業に従事するものが増進を遂げていることであります。こうした産業構造の変化に伴い、労働者の家族構造や、生活の問題

の上にも、近代化の傾向がますますすすんで来ましたが、労働者がその家族を含めて、この近代社会に適合してゆくための家族福祉の施策について、ともに重要性を加えているものと思われれます。

婦人少年局では、このような意味で、かねてから婦人少年問題審議会の委員の皆様の御協力を得て、労働者の家族問題について様々な検討を続けて来ましたが、今年度はその成果の一つとして、労働者家庭の主婦が、家事にたずさわることが困難な事情に至った場合、家事援助を行うことができる「ホームヘルプ制度」の設置を事業場に奨励したり、主婦の家庭生活の技術向上について積極的な援助をすすめるためのプログラムなどを用意し、労働者家族福祉のためにサービス活動をすすめてま



婦人界の動きと今年の方角

一九五八年を回顧して

松田ふみ子

◇着実に歩む傾向

去年の婦人界をふりかえってみて、一番大きな出来ごととは、何といっても四月一日から発効した売春禁止法の成立である。さる法案だとか、たとえ、禁止法が実施されたとしても売春はなくなりなど、にくまれ口をきく人があるとしても、これで一応、日本が一等国の仲間入りをする、最大の資格を完備したことになる。しかも、それを成立させた力が主に婦人によって

推進されたこと、またその裏付けをする婦人相談所の設置が、これまた婦人議員たちの超党派的な活動のおかげであることを思うと、歴史にのこる事柄であるだけに、うれしい気がする。戦後、強くなったのは、靴下と女性だと、いわれている。これは皮肉のように聞こえるが、皮肉でも何でもなく、全く本当のことである。それはど女の精神的な身長は、ぐっと伸びた。個人的には、経済的に、女が底力を出して来たし、社会的にはその地位の向上からみても、そ

のことは肯ける。単に個人的な面ばかりでなく婦人界全体が、その運動に、一本の筋を通すようになったことは、大きな進歩でなく何であらう。つまり、どの婦人運動をみても、自ら一つの特徴をもっているのである。

これまでの婦人運動といえば、ある少数の人を除けば、妙にセンチメンタルであったり、そうでなければ、変に気負いすぎたり、悲壮感があり、大ごとでわめきたて、社会の責任、政治の批判に専心していたかの感があったが、

去年の動向は、その境地をぬけて、一歩前進、政治に深く結びついて、しかも着実な歩みをつづけようとする傾向を示して来た。

たとえば、勤評問題にしても、警職法改正問題にしても、反対を表明するだけでなしに、行動に移そうとする意欲をもつ婦人像が、私たちの目前に浮かび上がる。警職法が審議未了のまま、国会延長にまでもちこされようとしたときに、婦人の反対が案外に多かったことは記憶に新しい。その具体的な例として、静岡県・高知県などでは母と娘だけの警職法改正反対デモ行進さえ行われたし、或るいはまた、これまで政治問題には一切ふれなかった保守的な婦人団体までが、反対意見を強く押し出したり、またその目的のために四十の婦人団体が、「人権を守る婦人協議会」まで作ることに成功したのも、婦人が政治への関心を示す一つの現象である。

元来、婦人だけの会が、中々一つにまとまらないとか、婦人の組織間の統一はつきにくいという、これまでの定評を破る方向に動いたのも、婦人運動が、その中心を政治に求めようとする機運に向かっているからで、それが去年の婦人界のうごきの特長である。働く女性、母親等幅の広い婦人層を全く一つの方向にむけた感があった。

勤評問題にしても、そうである。勤評の是非は暫くおとして、この問題を母の立場から真剣に考え、熱心に討議し、自分なりに意見をまとめようとする女性があふえ、政治に興味を示さなかった母親たちでさえ、生活と政治のつ

いりたいと思っております。

さて、こう考えてまいりますと、一九五九年において婦人少年局が当面する婦人少年労働者の問題や、そのためのプログラムについては全く限りなく様々なことが考えられます。そして婦人少年局が任務とするところの問題について、それが決して無くないばかりか、いよいよその問題の複雑さから、肩の荷の重さをいっそう強く想わなければならいまいりません。私は婦人少年局二百七十人の職員と一千五百人に及ぶ婦人少年室協働員の皆さんと御一緒に、婦人少年局本来の任務がさらに有効なサービスとして果たされてまいりますよう、今年はいっそう努力をしてゆきたいと思っております。

ながりを考えるようになった。それをはっきり捉えることのできたのは、夏の真最中に開かれた日本母親大会である。去年は四回目の会合だったが、一万人の母親を集めるという発展ぶりであった。東京の分科会だけでも、四千人の出席があった。しかも集中的に希望された問題は教育問題で、とくにそのうちでも勤評の問題、男女共学の問題、道徳問題などで、平素疑問をもつ点や、不満に思っていることを打ちあけ合って、一つの解決を話し合いの中から、発見しようとする傾向が見えた。これを興奮的でヒステリックであった第一回の会合からみると、一段の成長を見せたというべきだろう。

◇めだつた母親の活動

それから二か月を経た十月ごろ、全国未亡人団体協議会主催の全国母子福祉大会が、全国から千三百人余りの母子家庭代表の出席をえて開かれた。この場合も、全国百万の母子家庭がたよっている母子年金をふくむ国民年金制度の実施を促進するために協力、これを強く働きかけることを申し合わせ、効果的にうごくための具体的な方向を研究することになった。

一方ではまた、去年つづけて上昇線をえがいていた青少年不良化の防止に積極的になり出した母親たちのあつたことも、去年の大きな収穫である。例の深夜喫茶の問題などは、とくに親たちの頭痛の種だった。都では青少年保護条例を公布して、肅正の第一歩をふみ出そうとしたとき、これを援護するかのようには、東京母の会

連合会が立上がり、深夜喫茶は勿論、青少年不良化の一因となつてゐる簡易旅館、不良映画スチールも追放したいという運動の口火を切つた。たとえば、十八歳未満の者は、映画の種類によっては、入館を拒む措置をとることを当局に要請しながら、一方その意見の背景となる世論を喚起する方法を考へるなど、婦人運動のやり方も段々洗練され、しかも効果的に演出することを案出する知恵も円熟しかけて来た。

◇アジアを結ぶ国際的な動き

婦人の運動が単に国内において政治に結びついて来たばかりでなく、国際的にも、去年は、なかなか活発だったことも見逃がせない。

去年、第八回を迎えた汎太平洋東南アジア婦人会議が、東京で開かれた。これは国際婦人協会主催で、三年目毎に開かれてゐるもので、アメリカ・カナダなど西歐文明諸国と、アジア大洋州諸国が、相互に理解し合うのが目的で開かれるものである。ここで討議される問題は、国際間の問題から、婦人の日々の生活問題までとり上げて、論じ合つていくこととするものである。が、西歐婦人には理解しにくいアジア特有の婦人の地位や、衣食住の合理化などが議題として提出され、国は異つても人情は同じと、女同志の理解をふかめ合うことができた。

また一部の婦人の間では日中問題に特に深い関心をよせ、昨春、中国訪問のときの約束にもとづいて、今度は日本に中国婦人代表を招待する計画をたて、三十数団体が集まって、「中国

婦人代表團運動実行委員会」を作り、三百万円の募金もとの、歓迎の手筈をきめたところ、政治事情のため中止となった。日中貿易が難航をつづけている現在、婦人の力で、日中、互に理解し合い、日中友好を促進しようとする運動も、まだ中広くはないが注目すべきである。

◇合理性・自主性の高まり

こうした民間団体主催の婦人会の他に、忘れてならないのは、例年通り四月十六日に行われた「婦人週間」運動の一環としての「全国婦人会議」である。これとでも戦後六回目だが、去年の特徴として、注目されたのは、子供の幸せと、地域で結ばれた母親たちの仕事が目立っていたことである。とくに家庭から見なされた子供たちをまもるために托児所を作る母親たちの活動が、想像以上に苦勞に充ちたものであることが報告されて、感銘を与えた。

この全体会議での今一つの収穫は、日本の婦人が生産技術を身につけるに伴って、その考え方の中に合理性が強まって来ているという事実である。農業経営にしても、これまでのように男性のいうままに働かされるのでなしに、主婦が自主的に農業改良にのり出し、主婦のグループで、それぞれが研究した技術をもって、経営にまで参加するようになったことが目立っている。

農村婦人ばかりでなく、大都市周辺の主婦たちの間では、たとえ初步的ではあっても、主婦が集まって共同購入の総合組織をつくり、協同

活動をつづけている所もある。それによって時間的にも、経済的にも、人的資源の上からも、いく分の余裕を生み出すばかりでなく、その活動の中から、互に力を合わせることも意味や、また個人経済と国家経済のつながりとその仕組みについても、政治、同様次第に目が開かれて来ていることは注目し得るのである。こうしたことから、婦人が、これまで、概念でしか理解していなかった、自主的な運動とか、民主的な行動を体験として理解し、身につけつつあるということは、最も大切なことである。

この会合で、とくに婦人が成長の跡づけを示したことは、外部からの勢力や特定の人物に命令されたり、動かされることに對する強い反省が為されたことである。小さなグループと、他の大きな組織をもつ婦人団体、あるいはまた、地域的な婦人団体と農協婦人会などの対立などについても、熱心な意見がたたかわれた会合であったことは、去年の大きな収穫であった。小さなグループにせよ、大きな団体にせよ、それを構成している全員が個々の自覚に立って前進して行く必要があることを、結論的に強調されたのは注目し得る。

このように婦人団体が、これまでのうわついた熱狂的な運動の在り方から、その本来の姿に戻り、落ちついて来たために、その底力と実績とが広く認められていくところから、政党の働きかけが、最近かなり強力になされるようになった。

たとえば、政党が全国各地に婦人部を結成す

る計画を立て、その地域の有力な婦人や婦人会長を入党せよと努力しているのである。そうなる婦人会と政党とは微妙なつながりをもつことになり、純粹の婦人運動の線を逸脱してしまう恐れがある。

それについて、一休婦人たちは、どのように対処すればいいか、ということが今後の婦人界の課題であると私は思う。つまり政治的には婦人界は厳正な中立を守らねばならないこと、そのためには、婦人団体が独立を守ることを、改めて強く考えなければならぬのである。

その独立性が守られないかぎり、婦人の公正な運動はありえないのである。その働きかけが政党であるばかりでなく、利用せんがためにする働きかけには、誰かたる婦人団体の中正な意見をもって対処し、独自の道を歩まなければならないのである。

婦人団体の自立性と、各個人の抱く政治意識とは、別段、たとえそれが異なるとも矛盾するものではないのである。めいめいが高い政治的自覚をもちさえすれば、政治的な働きかけにたいして動揺するものではない。ちょうどよい機会なのだから、このさい婦人団体がもつ政治的勉強ののり出し、それによって団体の強化にのり出すべきである。幸い、政治に深く結びつくとする機運のむいて来ているところである。今後は、その機運を婦人団体の自主性と独立性によって推しすすめて、正しい軌道にのせて前進することが明日への課題である。

——サンデー毎日編集次長——

婦人の雇用問題の展望



藤田若雄

労働組合の婦人部から求められる問題は、技術革新と呼ばれるものは、婦人を経験からしめ出す傾向があるということ、それ故に、婦人の立場がせまくなることを如何に防止するかという問題である。

この問題提起の動機は必らずしも一義的ではない。第一に、婦人部の代表は、女子従業員が減少することによって、婦人部の存在が問題になるという意識をもっている。少なくとも従業員組合の委員の中で、その発言力も活動も、女子従業員数の多少が影響することであろう（組

合費の関係）

第二に、戦後とくに著るしくなったことであるが、女子が職業につくということ、これを進歩的と考えているために、女子の職場の減少は、女性の進歩発展を阻害するものとみていることである。そこで、女性の職場進出が如何なる原因によるかを考えてみよう。

戦後の民主的な考え方の発展は、確かに、女性を家庭の中にとじこめ、親の家庭から、夫婦の家庭へと移ることに一つの中間段階をおき、職場に出て、男子と肩をならべて働く、男女同権の領域を設定した。親の家庭から夫婦家庭への移行、すなわち結婚にいたる過程も、まず見合結婚が中心であったといつてよいが、職場で働く期間の設定は、結婚についても職場その他の自由恋愛結婚という新しい様式を支配的にしたといえる。

かような変化がわが国の民主主義の発展に對して大きな貢献をなしてきていること、むしろ、結婚について自由恋愛が支配的になったことは社会の民主化について、基礎をすえたといつてよいほど絶大な意義をもったといつてよい。それは生産関係における価値意識が根本的に変革されたものとみられる。

ところで、この価値変革の物質的生産はどうかという問題になれば、一つは戦争の影響をあげなければならぬ。すなわち、戦時中女性に男性の職場にまで引き出された。もちろん、その当時のイデオロギーは、「大和ナデシコ」と

いうものであった。それにも拘らず、生活実感から物事を考える習性の強い女性には、その当時に職場進出をした世代から、広い世界をみるようになった。

二つには、戦時中から延長された生活の貧困であった。「家」制約な価値意識を以て指導してきた生活も、この観念的な「家」制度を支える生活上の物質的基礎が、戦後のインフレ生活の中では崩壊してしまつたから、働きながら結婚の支度をしなければならぬことになった。

だから、戦前の女性が仕事につく場合は、どちらかといえば、「家」の貧乏のためというものが中心であったが、戦後の女性の職場進出は、等しく「家」の貧困ではあつても、支配的なのは、自分で働き、自分で結婚して行く方向——独立化の方向をもっているといつてよい。その場合でも、自由恋愛から結婚にいたって、どういう方向をとるかとは問題である。すなわち、家庭に入るものが数の上からは多いであらうが、夫の賃金が夫婦生活を支えるに充分でないといふことから、職場にとどまろうという態度をとるにいたつていくものも、相当に多い。働ける間、金のとれる間はとつてやろうという考えである。

2

女性が職場に長くにとどまることについては二つの問題がある。第一は、出産育児の問題をどうするかということである。これは主として女性（夫をも含めて）の主体的条件にかかわる。

この点を詳しく述べることはしない。第二は、使用者側にかかわる問題である。わが国の賃金は一家の責任をもつべき男性の「家」制度的生産関係に基づいた年功賃金であるから、この考え方からすれば女性の賃金は本来的に位置をもっていない。そのことは著るしい性別賃金格差となつてあらわれている。そして、性別の賃金格差をもっているにしても、そこで賃金が支払われている限り、男性賃金に順応して昇給制度が適用される。しかるに、女子労働者が結婚すれば労働能率が下がるに拘らず、賃金は高くなる。これは経営者にとっては矛盾として意識されることは不思議でない。

終戦後いまだ技術革新が導入される以前の状態で考えてみよう。もし、女子労働者が正面切つて主張しているように、職場で働くことを進歩として受けとめ、これを徹底するためには、男女同一労働同一賃金の要求が貫徹されなければならない。これなくして職場で働くことを進歩とすることは（それだけでも進歩であるが）、物質的基礎を欠くことになる。男女同一労働同一賃金が貫徹されるためには、わが国の賃金の形態が変化しなければならないことになる。この賃金形態が変化するということは、労使関係の变化ならびに労働者の夫婦・家族の生活関係の变化と対応しなければならない（筆者は社会革命をいっているのではない）。かような全体的な構造変化を伴うことなしに問題を考えることはできないであろう。ということとは、かような全

体的関連構造を考慮することなしに、現行の賃金形態のままでは、職場にしがみつこうとする主張がいかに、進歩的の文字や言語でかざられていようと自己矛盾に陥ることはあつても展望をもち得ないのである。そして、女性の主張であれば、無批判にこれを支持するという傾向に甘えて、自己の現状維持論をふり廻すことは、それ自体、女性に保護されるべきものだという一般の態度と、それに甘んじた女性の態度というべきであつて、自由独立なる立場に立っているものといふことはできない。婦人の問題を考える場合に、この点は特に注意すべきことである。

技術革新がわが国で発展的に行われるためには、技術革新が行われる条件が存在していなければならない。戦時中の軍需工場が存在が、戦後ダム工事の近代化の技術的条件を充たしている（軍需工場で働いた労働者がダム工事の機械化を可能にした）。また、学制の改革によって新制高校の卒業者が準備されているから、高度の技術革新が受け入れられるのである。

このように技術革新は、それに対応する条件を必要とする。この条件の中には、労働者の生活関係の変化を一層促進した状態をも含んでいるといつてよい。電話の自動化によって女子労働者がその職場から減少して行くかも知れない。しかし、同時に従来男子の熟練労働者によつて占められていた職場が技術革新の結果女子労働者によつて行いうるものとなる職場もない

ことはない。技術革新を単純に女子労働者を職場から駆逐するものと定めることはないのである。技術革新は一般に労働の質を変化させる。したがって、男子労働者の職場についても、労働の程度が問題となり、その観点から労働時間の短縮が問題となるし、男子労働者の場合にも雇用人員が問題になる。電話の中継機械化はその事態を最もよくあらわしている。

そこで問題になることは、技術革新に対応する条件——生活条件を如何にしてつくり出すかということがある。この条件が意識的に準備されつつ技術革新が行われるのと、多くの労働者が矛盾の中に埋没し、不均等な技術革新の進行が、自己の条件に適合する労働者のみを、その中からひろい取るによつて行われるかといふことである。今日必要なことは、この条件変化を意識的に準備し、技術革新を円滑に行わせることである。労働組合がオートメーションに反対する理由は、ここに求められなければならない。社会的条件を意識的につくることなしに、技術的条件のみで押切ることが問題なのだ。

女性の職業についての問題もこの中に回答が与えられるといわなければならない。この社会的条件が準備されるならば、新しい生活様式の中で、職業につく態度も今日のものと異なるであろう。われわれにとつて必要なことは、現状に固執する見解の狭さから解放されることではないか。そして、形成する積極的態度をとることではないか。（東大講師・東大社会科学研究所）

年少労働者の保護運動をどう進めたらよいか



那須 宗一

卒直にいつて、過去十年間にはらわれてきたこの運動によって、年少の未熟労働者を取りかこむ人的・物的環境がそれほどキワ立って向上したとは言えないものがある。ただ、年少労働者の保護運動だけがそうだと云うのではない。青少年の犯罪化を防止する青少年保護運動にしても同じことである。たとえば、ここ二、三年来、非行少年の数は少年人口の増加に比べればそれほど増加はしていないが、その質をみ

ると、非行内容は暴力化の傾向がみられるし、また従来みられなかった義務教育年齢の年少者の非行がかえって激増している。

ところで、中学校を卒業して直ちに未熟な労働に就く年少労働者は、同級生の半数の高校進学を中心とした学校教育のために、職業的準備もなく、劣等感を抱きながら労働市場に投げ出される。

いわゆる家庭の事情という名目で、本人の自覚の成熟を待つこともなく、家族のうちから突き出す力によつて賃金労働力化して行く。

しかも、中学校卒業したての未熟な労働力を必要とする企業は、製造業では大企業にも需要部門はあるが、大部分が零細な五人未満の企業体であることは周知の通りである。零細企業では、経済的不況に対抗する合理的手段として、資本蓄積や機械化などによる抵抗手段をもちあわせない。職場の人間関係では、ひどい賃金差をつけたり、労働拘束時間を長くしたり、住込の温情主義を一方的に押しつけることで、ようやく企業上の採算をねらっている。

このように、年少労働者を保護しながら社会化する三つの環境、学校・家庭・職場のどれをとつてみても、年少労働者に有利な環境というものがない。のみならず、この三つの環境は相互にからみ合っているため、年少労働者は異つた三つの環境の矛盾した交差点に立たされている。

労働省の保護運動がこの三つの環境のうちで、もっぱら職場にたいして呼びかけているのは、省の性質上止むを得ないことかも知れない。しかし、そうである限り、この交差点に立たされた年少労働者に対する保護運動に自ら限界が現われるのは当然である。さきに、年少労働者の人的・物的環境が目に見えて向上したところがないと言つたのは、その意味である。

しかし、このような限界状況のなかで、最近、年少労働者に対する福祉活動が事業場を中心に現われてきたことは、注目すべき労働行政の一つである。

事業場に年少労働者の福祉活動が起こつたのは、住込店員希望者が少ないこと、せつかく住込んだ年少者がすぐ転職して長つづきしないこと、質的によい労働者をうるのが困難なことなど、主に企業者の雇用上の不便からきていることは事実である。

しかし、労働省の婦人少年室の職員や補助員が地道に年少者の事業場を訪ねて使用者を啓蒙してきた力も高く評価しなければならない。また、それに協力して、ときには、独自の立場から年少者の労働条件の改善に注意を与えてきた労働基準監督署や職業安定所の努力が次第に実つてきたことも忘れてはならない。

なかでも、労働省がとりあげて以来、昨年二月頃から全国的にひろまった週休制実施の運動は、マス・コミによる啓蒙と相俟って、企業体

相互の集团的な話し合いの場を提供し、企業組合の団体的活動を促進したことは一つの大きな収穫である。

婦人少年局がこの気運に更に一歩を進めて、週休制によってえた余暇の計画的な利用と、それを含めて広く福祉の向上をはかるために、福祉員を全国に設置する運動を起こしたことは、特筆すべきことである。

婦人少年問題審議会では、この福祉員の設置を中心に、福祉活動について活発な論議が展開された。これに關して法律と予算の裏付けをもたない婦人少年局の性格からみて、企業団体から福祉員を選ばざるを得ない事情もわかるが、福祉員が年少者の保健衛生、生活相談、労働関係の改善などのためのよきアドバイザーとして、果たして十分実効をあげることができるとどうかは今後の問題である。ただ、ただ協働員や福祉員の熱意に期待して運動を続けて行くことにならう。いずれにしても、現状の制約のなかで、これからの労働福祉運動をどのように展開すべきかは、労働省にとっても婦人少年局にとっても大きな課題である。

三

そこで、私見を述べさせてもらえば、今後の労働福祉活動の方向は、さきにあげた三つの環境の接点に立たされた年少労働者の境遇を前提にして押し進めて行くべきだと思ふ。

現在までのところ、年少労働者の福祉活動は個々の企業体を線に結びつけるところまで来た

といえる。しかし、この線も、商店に太く出ていくが、製造業の方はまだ点に止まっているところも多い。

この線を面に結びつけることができれば、年少労働者の三つの環境が共通の連りをもつことができる。労働福祉の運動が地域社会の運動として発展して行けたら、年少労働者の余暇利用のための施設や労働関係の調整も、追々と解決してゆける。三つの環境をつなぎあわせて地域社会の運動に発展させるセメダインの役割を労働省の地方機関が引受けるべきである。そのためには、労働省は地方の婦人少年室を孤立化させ、単元化させないで、所属の地方機関の協力態勢をつくることに一工夫を要する。

婦人団体の組織やPTA組織がしっかり根をおろしている地域では、これらの団体に協力してもらえれば、難しい他省の他方機関の協力に腐心するよりは実効があるはずである。

労働省が、何よりも先ず企業団体の協力をうることに腐心することはわかるが、年少者の労働者としての立場を保護するという本来の目的は更に重要である。そのためには、地域に有力な労働組合がある場合、年少者にたいする先輩としての労働協力を得られるかどうかは、福祉運動の成否を決定する一つの鍵である。大企業業の労組について言えば、地域社会の福祉活動を通じて組合運動に大衆の支持を得るためにも、労働組合団体が積極的の身近かな年少労働者の福祉活動に關心を示してもらいたいもので

ある。

昨年、本省内に臨時中小企業労働福祉対策懇談会というものが設けられて、退職金制度などが討議されたと聞いている。最低賃金制度や退職金制度など基本的な政策がうちだされることは、年少労働者の福祉活動にとって有力な援護となり、まことに結構なことである。しかし、基本的な政策の法制化の論議に目を暮している間に、零細企業もろとも、年少労働者が経済変動の波浪に吞み込まれ、溺死しないとも限らない。せっかく、発足した婦人少年局の年少労働者の福祉運動を、本年は当面の課題として、各機関のメンツにこだわらずに、中央機関の総合的な企画の一環として実績を挙げてもらいたいと思う。

(中央大学教授・婦人少年問題審議会委員)

謹んで新春の御祝詞を申しあげます

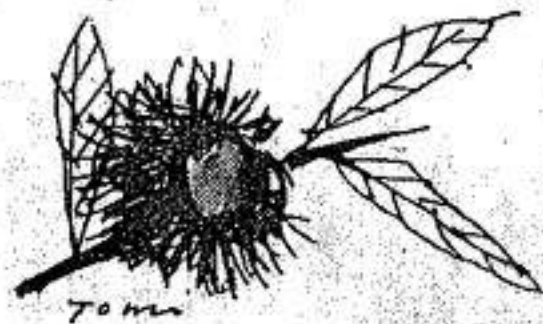
本年も一層の御指導と御援助を

お願い申しあげます

昭和三十四年一月

婦人少年協会

会長 平林 たい子
事務局長 西 垣 実
副会長 熱田 優子
監事 石田 茂



社会保障の 今後の課題

久保 まち子

国民年金制度が今日の日本において必要である、ということは既にひろくみとめられ、現在ではどのような制度を実施するか、ということになっております。そこで今日発表されているいろいろな年金案について説明し、その問題点についてお話し、読者の判断の材料を提供したいと思ひますが、その前にまず、社会保障制度とはどういうものであるか、ということをはっきりさせておく必要があります。

社会保障制度とは社会連帯意識、すなわち人間社会の構成員は相互に連関しあい、依存し合っているものであり、それゆえ、社会問題の解決も共同の責任において解決されるべきであるという考え方を基盤として、国民が貧困に陥ることを未然に防ごうとする制度である、ということが出来ます。それは貧困に陥ってしまった者の救済を目的とした公共扶助制度や、働け能力ある一部国民のみを対象とした社会保険とは

異なり、これらの歴史的経験にもとづき、またそれを批判するものとして、これらよりも更に一歩進んだ、全国民を対象とした制度であります。このような社会保障制度としての国民年金制度としては、老齢年金・遺児年金・障害年金の諸制度があります。現在発表されている審議会案においても、また厚生省案においても、この遺児年金は母子年金という形で出されておりますが、これについては後にふれることにします。さて、これらの年金制度の基幹となっておりのは老齢年金制度でありますので、国民老齢年金制度を中心として、お話しすることにしよう。

社会保障制度としての国民老齢年金制度についてみると、その条件としてあげられることは、第一は全国民を対象としたものであること、第二は最低生活を保障するものであること、第三には経済変動に際しても年金の実質価

値が国家によって保障されるものであること、の三つがあげられます。このような条件をみたすために、いろいろな案が発表されているわけですが、それらの諸案を型別に分類すると次のようなものがあります。

I 無償出年金制度……基調となっている考え方は公共扶助的な場合(厚生省案では保険に加入出来ない貧困者に対して、資産調査の後七十歳以上から年金を支給することになっている)と、社会連帯意識の場合(社会保障制度審議会案では、七十歳を超えた全老齢者は貧富の別なく、社会が扶養することになっている)とがあります。これを年金制度運営のために、特に税もしくは賦出金を徴収しないで、現在の財政の枠内でのやりくりによって年金支払いを行うおうとする制度でありますから、したがって、財政の枠にしばられて、いきおい年金額は小さくおさえられることになります。

II 賦出制年金制度……これは年金制度を賄うために賦出金を徴収する制度で、次の二方式があります。

(1)賦課方式……社会連帯意識を基調としているもので、現在の勤労人口が現在の社会人口を扶養する方式で、賦出義務と年金受給資格との間には所謂、保険的な義務権利の関係はありません。したがって全国民を対象とした年金制度が可能であります。賦出は年金制度を賄うための資金を調達するためのものでありますから、積立は行わず、その年度の年金支払にあてられ

は、経済上の問題から積立方式を賦課方式に切りかえつつある国もあるくらいです。

こうした欠点があるにもかかわらず、積立方式を固執する第一の理由は、社会保障以前のゼマイ個人主義にもつた自助的な物の考え方が依然として支配的であり、かつ、それにもつた保険的形式から脱皮することが出来ないでいることがあげられましよう。社会保障制度は社会連帯感を基盤としたものでありますから、強いて自助的な形式に拘泥することなく、個人の責任感をせまい自己から社会的に拡大した形態をとる賦課方式にすることの方がはるかに社会保障の線に沿うものであるといえましよう。第二の理由としては、長期投資資金調達のための最も安易な方法として積立方式を利用しようとしていることでもあります。しかし、社会保障制度そのものが、国民所得の再分配を通じて消費を増大させる制度なのでありますから、与えられた国民所得の枠内で、社会保障制度によって消費を増大させると同時に、資本の蓄積を行なおうと一石二鳥をはかることは矛盾もはなはだしいといわねばなりません。それ故、積立方式のように、年金支払を数十年先にのばさねばならないということにもなるわけです。

もし、日本の必要な経済成長をはかるための投資資金が真に不足しているのなら、むしろ明瞭にその理由を国民に明かにして、増税によって財政剰余をつくり出してゆくことが、国としてとるべき方法ではないでしょうか。

しかし他方、賦課方式は制度としては積立方式よりも秀れていますが、もし、直ちに理想的な年金額の支給を行おうときにはこれにもまた経済的な問題があります。そこで、国民年金制度の今後の問題としては、賦課方式のもつ経済問題を緩和しつつ、賦課方式を行うという方法が、社会保障制度としてとられるべき方向であると考えます。具体的には全国民を対象として賦課方式を実施し、最初は低額の年金支給からはじめ、その金額を徐々に引き上げてゆくという方法で、数年かかって完全給付を行うようにしたら、国民経済を害することなく、現在要求されている年金の支給も行われるのではないかと考えます。(日本フューリアン研究所員)

年次	目 標	スローガン
第一回 三四年	1 婦人の解放に関する法律の正しい理解を明確にする 2 婦人の地位の向上を助ける 3 婦人の地位の向上のために役立つ既成施設の周知徹底	もつと高めよう 私達の力を 私達の地位を 私達の自覚を
第二回 三五年	1 家庭から封建性をなくしよう 2 わたしたちの権利と義務を知りよう	目標と同じ
第三回 三六年	1 婦人の市民としての意識を高める 2 婦人の市民活動の促進	社会のためにやくだつ婦人となりよう
第四回 三七年	婦人の地位の再認識とその向上	よりよい社会をつくるため 私達と義務をいかにしよう
第五回 三八年	婦人の自主性の確立	のばしよう 自分で行う力 婦人の実力をそだてよう
第六回 三九年	婦人の実力の涵養	婦人の実力をそだてよう よりよい社会をつくる力 よりよい社会をつくる力
第七回 四〇年	社会人としての婦人の実力涵養 また世論形成者として	よりよい社会をつくる力 よりよい社会をつくる力
第八回 四一年	婦人の力を役立たせる 特に明るい家庭の建設のために	みんなで日本の家庭を明るく
第九回 四二年	婦人の力を役立たせる 特に近代的な人間関係の確立のため	まず話しあひよう かみあひよう 人間関係をつくる
第十回 四三年	婦人の力を役立たせる 正しい協同活動をおして	育てよう 正しい協同活動を

第十一回婦人週間のテーマや行事についての御意見をおきかせ下さい

婦人週間は本年四月、十一回を迎えます。婦人週間は有意義なものとするために例年とおり、婦人少年局では、全国の婦人少年室を通じて、広く婦人週間の目標及びスローガンを

みなさまの御意見を伺っております。婦人週間の目標や行事(中央、地方)についての御意見を労働省婦人少年局(東京都千代田区大手町一ノ七)あるいは各都道府県の婦人少年室にお送り下さい。なお、今までの婦人週間の目標とスローガンは左記のとおりです。

ます。租税負担能力のある者の個人所得に一定率(パーセント)を課するのが普通であります。年金は貧富の区別なく、一定年齢に達した全老齢者に支給されます。(この例としては昨年厚生省から発表された「久保構想」があげられる)国庫負担は支払年金総額と、年金給出額との差額ということになります。

(2)積立方式 賦出能力のある者のみを対象とし、賦出金は被保険者各自につき一定期間積立てられ、賦出期間満了後、一定年齢に達すると年金の支給がはじまります。賦出期間を満了しないうちに年金受給年齢に達した者には、その賦出年数に応じて減額年金が支給されるのが普通であります。賦出は均一年金支給の場合は均一額賦出、所得比例年金支給の場合は所得比例賦出というのが行われている方法で、この例としては前者が審議会案、厚生省案、国民年金委員会案の中心となっており、いわゆる国民年金保険に、後者は現在の厚生年金保険にみられます。積立方式での国庫負担は、国民年金委員会案では積立金運用における予定利率と現実運用した場合の利廻りとの差額であり、審議会案・厚生省案では被保険者賦出分の半分のしくは年金額の三十%と定められています。この国庫負担は被保険者の賦出分とともに積立てられ、投資資金として運用されますが、その際に入ってくる利子収入も積立金に繰り入れられて投資にまわされます。

積立方式は国庫負担があるにもかかわらず、

一見保険形式をとっていますので、被保険者についてみますと、その人の賦出額と受取年金額との間には全く何の関係もないのに、まるで自分だけで積立てているかのとき印象をあたるため、ここから制度的な欠陥が生まれてきます。たとえば母子年金・廃疾年金が国民年金制度の名のもとに被保険者に対してのみ与えられ、他の母子家庭や廃疾者はこれから除外されるとか、賦出を行えない他の国民(厚生省の調べでは約七百万人)は七十歳に達してようやく一千円という、被保険者に対して国庫が補助をする分にも充たない、わずかな年金しか得られないという状態が発生するのであります。このことは、賦出と年金受給との間に義務権利関係をもたせている積立方式を国民年金制度として採用する場合には避けられない問題であつて、賦出能力のない者は除外され、国民的規模ということとは名目上のみならずを得ないわけです。特に日本のように生活保護をうけるまでにはなっていないが、そのボーダーラインにあるものが一千万人もあるといわれている場合には、これは重大な制度的欠陥といえます。

以上、今日発表されている諸案について、分類と解説を試みたわけですが、現在のところ、政府・厚生省とも考えているのは、この積立方式であります。ところが、賦課方式が全国民を対象とし、現在直ちに年金の支給が出来るのに対して積立方式では完全な年金額の支給は数十年後になり、また全国民を対象とすることが出

来ないので、この欠点を補うために社会保障制度審議会案・厚生省案ともに無賦出年金制度を考えているわけでありまう。このような二つの原則を並立させることは一応理由があるようにみえますが、よく考えてみるといくつかの問題があります。第一は、国民年金制度が国民を貧富二クラスに分けて、それぞれ異なった扱いをすることは適切でないということ、第二は、二つの原則の並立が、現実の問題として必要かどうかということでありまう。もし民主主義社会において投票権をもつ国民が年金の支給を数十年も手を挟いて待っていない場合には、年金の完全給付を早い時期に行わねばならなくなり、積立方式は根柢から崩れて賦課方式に近づくわけですから、それでも賦出者と賦出不能者とを差別待遇するように思われます。また、もし無賦出年金額の引き上げ、年齢基準の引き下げが行われるようなことになり、高齢者の最低生活保障を行えるようになれば、今度は積立方式の並立は社会保障としての意味をもたなくなり、賦出能力ある者に対してのみ、国庫が補助を与えて保護して、基本年金以上のものを与えるという不公平なことにもなりかねないのであります。

積立方式には制度的欠陥と同時に、積立方式が資本主義社会において長期に亘る基金の積立、投資運用を行うところからくる経済上の諸問題や不安定性があり、この点でも、あまりすぐれた制度であるとはいえません。ヨーロッパで早くから年金制度をもっていた諸国の中に

案内して下さった。そこで皆は昼間の通勤用のスカートを脱いで、フレアやひだのあるスカートに替えたり、運動靴をはいたりしていた。「ここへきたら手を洗っていかなきやね」と誰かがいうと、皆が笑ったのでなぜかときいたら、ロンドンの労働本省とは違って、この訓練所にはよいせつけんが備えつけてあるからだと言った。夫人がいつていた。

皆に導かれて会場へ行くと、そこは体操場で、身体障害者専用の種々の体操機械が隅の方へ片づけられており、すでにホールには補導生が沢山待っていた。

ILOのフィッシャー氏は一体どこへ行ってしまったのかと見廻すと、いつの間にか派手な黒と黄のチェックのシャツに着換えて、ステージの上のピアノの位置についているではないか。やがて彼はたった一人のドラム奏者を相手にピアノを弾き始めたが、スクエアダンスから始めて、クイックであれスローであれ景気よくつぎつぎ弾きまわす。リズムのよいことも満点だ。「右四歩、左四歩、皆輪になって」とマイクで号令をかける傍ら、独唱までかけ持ちの司会者は、ここの補導所の職員だときいた。この人はえらくいい調子で、身体の不自由な者達に構わずに、どんどん労働省クラブの若い人達を踊らせるので、最初のうち私は四肢の不自由な人達になんか悪いような気がして、正直のところ西洋人の無神経さに居たたまれなかったけれど、そのうちにこういうやり方がむしろ効

果的だと理解できた。

「次は八人一組のダンス。そこは七人しかいませんね。誰か男の人。もう一人入って下さい」と司会者は、人数を揃えることが目的であるようにアナウンスする。するとそれまでもっぱら見物人だった補導生達の間同志で「君やれよ」「よしやってみよう」という調子で皆の拍手に励まされて、一人が立って踊りの輪に加わった。

「あと女の方二人」と司会者。それにこたえて五十がらみの婦人と、少し脚をひきづって歩く一人の少女が席を離れる。こんな風に、身体不自由者に不慣れの人々がよくいうような、「遠慮しないで」とか「心配いりません」といった、かえって気使いを露骨に示すような言葉は、ただの一回も発せられず、それでいて自然に身体障害者達を、上手に踊りの仲間ひき入れることに成功していた。時には脚のひきれる人もいたが、元来スクエアダンスは大抵いつも誰かと手を繋いでいる踊りだから一人も転びもしなかった。手押車に坐った人達やギブスをはめた人達もその姿勢のままながら、思い通りに手調子を打ったり唱ったりして、入れるだけ仲間に入って楽しんでいた。

私は二曲踊ったらもう疲れたので、矯正靴をつけて見物していた宮城マリ子をつくりの少女の隣に腰かけて、「壁の花」をきめこんだ。もうあと三ヶ月で訓練をおえて新しい職場へつくというこの娘さんは、スクエアダンスの曲のこと

をいろいろ私に教えてくれた。誰かが私に果を食べませんかというのでふり向くと、反対側の隣に坐っていた、これも見物組の若い補導生の男が、この訓練所の庭に沢山落ちていたという栗を拾ってきて、なまではりばり囁きながら、私がなまで栗を食べたことがないという、いかにも筋肉労働者らしい手で剥皮までむいてくれた。休憩の時、お茶を飲みながら話した五十がらみの男の人は、キングストンのテムズス河上の船着場の近くの倉庫で働いていて病気になる人だが、いまもつと軽い作業へ転換すべく訓練をうけており、昔なら自分のような者が病気になる一家全滅のところだが、こうしてアフターケアを充分にしながら将来を設計できることを非常に感謝していると、受益者の立場から社会保障制度をしきりに礼讃していた。お茶をおえたあたりでダンス場へかえってみると、踊りの輪はますます大きくなって、ざっと目算してみたらそこでは、最初より三十人くらい増えていた。

最後の一曲がすむと、司会者が全員に代って、ピアノを弾いたフィッシャー氏たちにお礼を述べた。いうまでもなく、フィッシャー氏は、全くの無報酬で、この労働省の福祉事業を助けていた一心から、このピアノ弾きの役をかってていたので、暇人でもなければ金持でもない。好きこそものの上手とはいえず、一日の労働の了えたあと、往復二時間半の距離をエガムまで出

英国の社会保障制度を支えている人たち

— ロンドン通信 —

渡辺華子



国務労働事務局(ILO)のロンドン支局に勤務しているミス・フィッシャーが、近くエガムにある身体障害者職業補導所に行くというので、一語に連れて行って下さいと頼んだ。と

いっても、その日の訪問の目的は、職業補導所乃至はその施設を見に行くのではなくて、英国の労働省の職員、従業員が中心となって組織しているクラブの一行に加わって、レクリエーションへ出かけようというのだ。

このクラブは、労働省の人たちが属している労働組合とは別に、重複して存在している社交・教養のためのグループで、会員現在数約九百名。このうち、労働省に働く者は年間二シリング(邦貨約百円)を会費として納め、これでパートタイムの幹事の費用が賄われている。労働省以外の人で趣旨に賛成の人は二シリング六ペンスの会費を払って名誉会員になるので、フィッシャー氏のように元労働省にいて現在はILOの職員に移った人は、すなわち名誉会員だ。クラブの活動は、有給休暇を利用してする工場見学から、夜間のダンス講習までいろいろで、戦争直後から今までに恒例化した集会も沢山あるという。しかもこのクラブの存在目的は単にクラブ員自身の社交と教養だけではない。たとえば、この同じく労働省所管の身体障害者職業訓練所を大抵月一回訪問するスクエア・ダンスのグループは、自分達も楽しみながら、補導生が必要とする運動の相手となって、それぞれ職場をはなれた個人の資格においても、労働省が公式にやっている事業に協力するというわけだ。

私はその晩六時にセント・ジュームセス・スクエアの労働省の前でF氏と落ち合い、そこで

一行に紹介されて、補導所さへ廻りの大型バスに乗り込み、夜の街道を西へ向って出かけた。バスは一時間あまりでエガムへ着き、労働省産業訓練所と書いた看板が夜目にもはっきり見える門をくぐった。この門の外の街道には「身体障害者が通りますから徐行願います」という交通信号が出ているそうだが、私はそれは見落した。玄関にバスが近づくと、すでに老若男女の補導生が多数玄関でバスの到着を待っていた。補導生といっても、エガムの場合にはただここで産業職業補導をするだけではなく、入所者はこの施設内に寄宿して(基準七ヶ月)長期のアフターケア兼再訓練を受けるので、所内はそのためのすべての施設が備わった一つの充ち足りた社会になっている。

入所者の幹事は日本と同様にやはり職安を通して行いが、社会保障国家の英国では、身体障害者には生活保護ははじめいろいろの厚生保護制度があり、その上、身体障害者の雇用は法律で強制割当になっているから、就職斡旋もそれだけ順当に違いなく、従ってこういう施設を充実することもできるのだらう。入所者は労働災・結核・スパスティック等の犠牲者だから、手押車を操縦したり、杖にすがって歩いている者が多かったが、ここでは自由にふるまっているという第一印象を受けた。

バスを降りた労働省の一行は、男女別に控室に入った。ターナー夫人というリダグ・格の方が「この方は未亡人だぞうだ」私を女の控室に

社会教育法の改正について



対談

文部省社会教育局長
福田 繁
評論家
田中 寿美子

改正の要点

田中 改正の要点を、局長から初めにお話いただきたいと思ひます。

局長 それでは、最初に社会教育法の改正のあらましをお話し申し上げます。改正の要点は、およそ四点に集約できると思ひます。

一つは、社会教育主事に関するものです。今まで社会教育主事は、都道府県の教育委員会または必置していなかったわけです。今度は、市には社会教育主事と主事補を必置し、町村には、社会教育主事だけを必置にする。それから、必置にするといつても、明年度からただちに全部にはできませんから、年次計画を立て、大休昭和三十三年の三月三十一日までに人口一万五千人以上の市町村には、全部必置にしようという計画で、三十三年の四月以降は、人口一万五千人以下の町村にも、だんだんに置いていくというわけです。

その社会教育主事の必置制と同時に、従来は、社会教育主事の資格が、法律で非常に厳格に規定されておりましたが、わかり易くいえば大学を出て、短期大学程度で六十二単位を修め、かつ三年以上社会教育主事補の職にあつた者とか、または文部大臣の指定する社会教育関係の仕

筆者紹介 渡辺華子氏は共同通信ロンドン支局勤務の夫君忠恕氏と共に滞英中ですが、日本ではILO事務局に勤務され、ILO協会の通信員として活躍されている方です。この原稿は特に「婦人と年少者」のために、谷野局長宛、次の手紙（一部省略）を添えて送られたものです。

前略 御親切に「婦人と年少者」毎月お送り下さり、心から有難く存じております。労働省の資料では東京ILO事務所から時たま白書と事報、職

安広報などの月おくれをまとめて送ってくださりますが、婦人関係の問題はやはり私には最も必要で、毎月定期的に新聞を送っていただくことは海外生活者には深く身にしみるところでございます。時間的な意味で、「婦人と年少者」から日本国内全般の「婦人と年少者」から日本国内とも大きな利益でございます。「婦人と年少者」を読みますと、日本の各地方で非常に地味な、しかし大切な労働問題と一途に取組んでおられる方々の御努力が社会改革の本当の縁の下力持として感

じられます。

私は相変らず元気でぼつぼつ本を読んで、英国の社会施設を見学したりして暮らしております。私は昨夜、エガムという所にある身体障害者の職業訓練所にまいりました。英国人の社会保険に対する精神を実際の活動を通じてお知らせしたいと思つたのです。東京のILO関係者たちも自分たちの生活を高めるためには夜学に通つて勉強するなど、実に熱心ですが、どうも社会のためにすることが少ないのが残念でございます。

仕事関係のことに熱心なのも報酬をえている仕事だからで、個人の生活の中で同じだけ使命感を持って努力するところがあるが、どうも欠けております。日本同様、暇のない、お金のない、英国のILOの同僚の生活をみていて、つくづくこんなことが書きたくなつたのです。ロンドンにはもう霧の季節でスモッグがひどいと思ひます。

平常「婦人と年少者」をいじらうお礼までに、寄稿させていただく次第です。（十一月五日第）

向いて、おつづけに三時間以上ピアノをひくことを、時には月に二回もやることは、よほど社会福祉そのものに使命感を持っている人でないと長続きしないことだろう。フ氏はこのほか自宅の近所の盲人ホームでも、週一回やはりピアノ奏仕をしているという。

英国といえど日本人はすぐ社会福祉国家といふが、いくら年金制度が完備しており、住宅計画もほとんど実施され、それでも不足なところは国民扶助金が、制度上は私たちからみればほとんどあまるところなく支給されるといつても、国民の最低生活の水準がそれだけで引上がるかといえ、やはりなかなかそうは行かない。それで、生活費として支給される虎の子の年金そのものが窮乏生活のなかで「焼石に水」となつておわらないように、いわば日頃「石」にたえず水をかけて焼石にしないように潤している有形無形の社会奉仕事業というものは非常な数に登っている。この労働省クラブのやっている

身体障害者慰問兼レクリエーションにしても、このクラブの人々が奉仕するのでなく、別に人員を雇つてすれば大変な予算を計上しなければならず、到底社会保険が賄う範囲ではない。これはほんの一例で、国民の年金として生かされるためには古着クラブから給食奉仕まで、一体どれほど広範囲に、どれほど国民自身の互助運動が力になっていくかわからない。一旦国家としての社会保険制度ができれば、もうそれで国民の努力は充分だといったような甘いユメは、このクラブやフィッシャー氏のような英国人は決してみない。国家の制度とは即ち国民の制度で、これを政府がやるからといって自分たちでできることや、生活水準の向上に役立つことはやめはしない。国民の誰かの役に立つことで自分のできることがあつたら、ない時間をこしらえ、着るものをさいても実行するので、それをやるのに、こまごまが政府事業で、これらが民間の功績だというような区切りなかに

とらわれない。むしろ英国にも我利々々者ばかりいて、彼等の損得づくめはいずれも同じ。沢山が、もし英国になにかの強味があるとすれば、このクラブのメンバー達のように、かくれたところで真の社会性を発揮して、英国の社会に目に見えない支え棒をしている人達が、どこかのコミュニティにもきついている、という一事実だと、私は心から信じている。

クラブの一行が補導所を去るとき、補導生はまた玄関に並んで見送った。バスが走りだすと寄宿舎の窓から手を振っている人もあつた。帰途のバスの中でも若いタイピストたちなどは、まだ元気がありあまつていらしく、歌をうたい通した。バスがロンドン市内の労働省に帰着したのは十時四十五分。「皆さん次回はお日ですから、また忘れずに参加して下さい」というリーダーの声をあとに、クラブの人たちは三々五々家路についていった。

（一九五八、十一、五）

や地方公共団体、すなわち都道府県や市町村などは、補助金を支出してはならないという禁止規定がありました。これは非常に珍しい規定でありまして、できたときから少し行きすぎではないかといわれておりましたので、「支出してはならない」という禁止規定を削除することにいたしました。従って、社会教育関係団体にも、必要に応じて、公共的な事業には補助金を出し得るという道を開いておこうという趣旨のものであります。

第四点は、公民館に関する改正です。公民館は、市町村における社会教育の中心的な機関であつたにかかわらず、今まで、あまりに内容も施設も、その他も貧弱なもので、そこで今後は、公民館の充実・振興をはかるという趣旨から、基準を設けるということが、一つの大きな改正点です。「設置運営に関する基準」といっておりますが、設置運営に関する基準を設けて、施設や、設備、あるいはそこに置かれる専任職員のある程度の、最小限の基準をきめて、レベルを上げるに必要の援助・指導を、今後、都道府県の教育委員会なり、国としては文部省がやっという趣旨のものであります。

もう一つは、公民館は、御承知のように分館というものが非常に多く、現在、全国に二万六千ぐらいあるといわれております。この分館活動というものは、地域の社会教育にとって、非常に重要なものですけれども、分館の法的根拠というものは、

は、ありませんので、いろいろな事業に支障が多いので、今度は分館活動を振興するという意味で、分館に関する根拠規定を置くというものが一つです。

その次に、公民館の主事ですが、これは専任職員が非常に多く、その上、現在、仕事の内容も、法律上はつきり明記されていません。従って、給与その他の待遇においても、いろいろ不都合な点があるもので、これは、ある程度身分の安定をはかり、待遇の向上をはかるというような趣旨で、主事の職務や研修に関する規定、あるいは主事の設置規定というようなものを整備しようということですが、最後に、公民館の補助は、国としては現在、施設・設備の補助だけしかやっておられません。ところが、この施設・設備の補助は、補助金に関する臨時特例法に基いてやっておりますが、この法律は来年の三月で期限がきて失効するので、その後恒久的に続けるという意味合いで、これを社会教育法の中に取り入れて、この際、補助に関する規程をはっきり整備しようというものです。これは地方からいろいろ要望される施設に対する補助を、この際、はっきり明文化するという趣旨です。

大休、以上が改正のあらましですが、社会教育法ができてから、来年(三十四年)で十年になるので、私どもとして

は、この十周年を迎えるに当たって、社会教育の充実振興をはかりたいという趣旨で、今回の改正を企てているわけです。

田中 それでは、いろいろ疑問の点があるのを、今御説明になったことについて質問させていただきます。まず全体的に、社会教育関係の団体としては、地域婦人団体・地域青年団体が大きな対象でございまして、そういう団体に対する指導の理念としては、自主性とか、中立性というものが強調されてきたわけですが、今度の改正をみますと、確かにこれを立案された方の意図は、社会教育を振興させたいというところにあると云われるかもしれませんが、それを運用する面では、結果として、自主性や中立性に障害を与える道を開くような改正になっていいると思われ点がいろいろあります。

社会教育主事も、一番末端の公民館の主事も、団体を指導する場合に、自主性とか中立性を強調してきたと思うのですが、それを、今回社会教育主事の養成に、大学が主体であつたものから、文部大臣、あるいはその他の教育機関というところへ少し詳しく伺いたいと思っております。それから、青少年の指導に、助言機関だったものを、青少年の指導に実際にタッチさせていく、その社会教育委員は、都道府県の教育委員会が任命する。その教育委員会には文部省の統制が

とれるようになってきている。そういうことで、青少年教育が直接文部省の管轄の下に入っていくような感じがします。

それから公民館の運営基準の設定的ことも、私は、地方でたいぶそういう声を聞いてきたので、すけれども、最終設置された当時は、公民館の運営は、直接市町村に属して、非常に民主的な雰囲気のあるものもあり、よい役割を果たしておつた。それが地方教育委員会ができてきた。そのように、社会教育活動全般にわたって、一種の民主的なもの、あるいは自主的なものを統制していくという動きが見えるように思います。ことに補助金の問題が一番問題だと思つたので、この問題については、もう少しあつて議論することにして、とにかく、自主性もつきになるか、ならないかは、その受ける側の態度によるというふうに、文部省の方は説明なさると思つたのです。

しかし、実際に自主性を失わせる道を開いていくということなので、全体を通じて、社会教育における指導理念が変つてきたというのか、政策が転換してきたような感じを受けるわけなのです。それを第一線で行っている公民館主事や、社会教育主事の方でも感じているのです。そのような、政策の転換をなせざるを得ないのか、それを私、お伺いしたいのですが、

局長 たくさんおっしゃいましたが、順序に申しますと、婦人団体、その他いろいろな団体に対する指導方針なり、理念が変つたんじゃないかという疑問なのですが、これは少しも変つてないといふ私に思います。と申しますのは、社会教育法を全面改正して社会教育法の中に書いてあるような、国や地方公共団体の責任のあり方とか、団体との関係というものを根本的に変えていくならば、そういうこともいわれると思ひますけれども、ただ、十三条の改正によって補助金を出すという道を開くということだけで、指導理念が変つたとかいふのは、いささか當てていないと私は思っております。

というのは、社会教育関係団体に対しては、不当な統制的支配を及ぼしてはいけな、またその事業に干渉を加えてはいけな、というところは、社会教育法の中にはっきりした条文として残っております。従って、その条文があつても、そういうことが行われるのではなからうかというふうな疑いを持つて見られるならば、これはまた別の問題だと思ひますけれども、私は、この法律自体を忠実に運用してもらふ範囲においては、そういうことは全くないと思ひます。たとえ補助金を出す道を開いても、これは別にむつき団体や、御用団体を作ろうということではないと思ひます。

それから講習の問題ですが、これは、大学の教育学部だけが今まで主体性を持

つてやっていたといわれるのですけれども、講習の主体性を持つていたのは文部省なのです。それは、従来から法律でちゃんと定めておりました。それで教育学部等を持つていた大学に、文部大臣が委嘱して講習をやる。講習をやる際に、教育学部だけではできない内容のものがあつた。たとえば、教育行政とか、教育財政とか、社会教育施設に関するものとか、体育関係やレクリエーション等の単位は、従来から多く外部の講師に委託するといふやり方をされておつたのです。従って、このような単位について文部省や教育委員会がそれをやるからといつて、大学の主体性を侵すといふふうには私どもは全然考えておりません。誤解であらうと思ひます。

講習の内容をよりよく立派にしたいという趣旨ですから、そういう点で、社会教育関係の職業教育というものは、労働省でも種々されておりますが、最近とくに職業教育というものが重要視されてきております。従って、工業や農業等に関する職業科目を相当徹底してやるには、教育学部だけではできない。これは大学の農学部・工学部といったようなところに、ある程度委嘱しなければならぬ。あるいはまた、一般的な社会教育の講習などは教育研究所あたりに委嘱する方がよいのではないかと趣旨で、広げたわけなのです。また、社会教育委員の問題ですが、こ

れは市町村の区域における特定された青少年教育に限ってできるように、法律上もそうなっております。適任者を選んで、青少年指導をやつてもよろしいようにしようというのです。別に市町村の教育委員会の委員長や、教育長を文部省が承認も何もしてないのです。先ほどそういうお話のように伺つたのですが、これは誤解であらうと思ひます。そういう趣旨で、これは現に東京や山梨県、その他数県でも現実の必要から青少年委員というような名前をものを特別に設けておりました。現在のところ、ちょっとそういう心配は起こっていないと思ひます。

それから公民館の運営ですが、これは、先ほど、教育委員会が公民館の運営について統制しているようなお話のようにつつたのですが、そうではなくて、公民館というものは、市町村の中にある一つの営造物を利用しての社会教育をやる場です。従って、いろいろな方面に關係するわけですから、従って公民館の運営自体は当然に公民館がやることであり、公民館には運営審議会というものが置かれております。

しかし、市町村の一つの営造物ですから、行政的には、教育委員会とつながりを持つておりますので、その範囲において関連はしておりますが、現在の公民館が統制を受けているとは、私は考えておりません。公民館に関するいろいろな条例等もありますが、それをコントロールするような条例はないと思ひます。そういう

つた意味で、統制的な方向なり自主性をそこなうような方向に、何となく向つていくという疑いは、むしろこれは虚構で、なくしていただきたいのですが、田中 現状において、すでにそういう事態はたくさんあるのです。それで、それからさらに法的に合理化したという感じがするのです。法律を作られた側で、そういう意図はないとおっしゃられるのは当然だろと思ひますが、現場の方では、いろいろな問題が起こつていくといふこと、それから私も第三者とあるけれども、その土地のいわゆる勢力人たちに青少年が指導されることに、法的な根拠を与えるといふことを、私ども心配するわけなのです。

◇補助金について

田中 次に補助金のことを少し問題にしたいと思ひます。この前、私も婦人団体の者と、婦人の評論家、政治家などが集まりまして、社会教育法の改正についての研究をいたしました結果、反対の決議をしまして、文部省の社会教育局にそれを持って伺ひましたときに、この係員の方たちとたいぶ話し合つたことが

あるのです。そのときに、委員の説明では、第十三条を削除しても憲法の八十九條が優先するから、絶対に心配はない。むしろ、現状は事業委託費として予算をとっている。婦人学級・青年学級・レクリエーションなどという形で、そのために国の金または、地方公共団体の金を使っているから、ひもつきになるのであって、補助金の場合には、補助する事業の内容を指定するから、十三条を削除しても、憲法の八十九條が生きている限り、決して心配はないという説明だったので、私は、その説明自体にだいたい矛盾があると思うのです。第一、それならば、委託事業というのをやめるかというところじゃないわけでしょう。来年度の予算編成の際にも、それをだいたい取って、いらないし、委託事業を廃止しない、本来「不当に統制の支配を及ぼしてはならない」と十二条にあるのですから、いかに委託費であっても、ひもつきという形で政治勢力なり、あるいは政府の特定な統制の下に委託するのではないかと思います。社会教育法というのは、中立の立場でやるべきものではないから、委託費の出し方自体に、すでに問題があるというのを認めていらないわけじゃないのです。補助金に切りかえても問題はないうという説明だったので、そこに矛盾があると思います。それから、局長が法制局に求めた憲法の八十九條の説明をされておりましたが、それによりますと、

ほとんど講習会・講演会・研究会・読書会といったような種類のものを除いたら、婦人団体の活動は、全部八十九條の違反にならないようなことになっておりますね。そういう保障を法制局に求められたように思われますが――

局長 そうではないのです。それはだいたい誤解していらっしゃるのではないですか。それでは順序から申し上げますが、委託とか何とかいう話が出たことは、私は聞いておりませんから知りませんが、しかし、今のお話を伺って想像するところは、現在は十三条でもって禁止されておるから、補助金は出せない。また地方である事業を委託する、あるいは共済するといったような名義で出しているところが多いというように意味でいたのだらうと思いがちですが。

それと、文部省でもこの委託費で出しているとか、あるいは予算を要求しているではないかといわれますけれども、私の方は、団体に対して事業を委託する経費は今まで出しておりません。婦人学級の経費も、来年度要求しておりますもの、これは全部市町村に支出するので、これは憲法の問題じゃないのです。また、委託費がいいか、補助金がいいかは、見方によって議論になるかもしれませんが、今おっしゃったように、委託費だからひもつきを認めているということじゃありません。今の婦人学級などの経費を委託するのがいいか補助金にしたら

いかということとは、別の見地すなわち、国の事業としてやるのか、団体自身の事業としてやるのかということからも、いろいろ考えられます。従って、文部省としてこれを直ちに補助金にするということとは考えておりませんけれども――

田中 婦人学級や、青年学級の振興費は技術的援助だから別だと思えます。

局長 やっぱり、婦人の教養を高める意味の経費、そういう機会を与える意味ですから、名義を委託にするか、補助金にするかは別の問題です。ただ、今いわれたような十三条の問題とは、直接には関係ございせん。それからもう一つは、十三条があるから、現在の補助金は出せないというところは御承知ですね。法制局からもらっている解釈は、将来十三条を撤廃してもできるものと、できないものがある。その範囲を書いているので、これを現行法のままで、何でも出せという解釈じゃないのです。

田中 そうですね、それはそうですけれども、そうすると、この中で研究会・読書会・観賞会・講演会・講習会といったもの、それから指導者養成学習活動などは、教育の事業とみなすということになっておりますね。

局長 憲法の教育の事業に該当するものは、十三条を撤廃しても出せないというものが、法制局の解釈なのです。

田中 ところが、これだけがそれにならなっておりますが、その他の、たとえば、

社会教育活動の普及向上、または奨励のためにする社会教育関係団体、もしくは一般人に対する援助、もしくは、助言、連絡・調整というようなことはみな「教育の事業」でないことになっていて、婦人団体活動を含めようとするれば、ほとんど含められます。

局長 含むかもしれませんが、そのかわり十三条があれば補助金は出せないということですね。

田中 これは十三条に触れないという解釈ですか？

局長 いや、そうではなくて、憲法第八十九條に「触れない」ということですか。十三条に触れないということじゃないのです。十三条はそういうことにも出せないということなのです。その辺が誤解ではございせんか。十三条があるから、そういう憲法と十三条とのずれでいる関係が――

田中 憲法八十九條でいっているものにも十三条のおかげで出せないとおっしゃるわけですね。これによりますと、婦人団体の活動ほとんど全部に対して出すことができるわけですか。

局長 それはできるかもしれませんが、しかし、これは積極的に婦人団体に補助金を出すという規定はありませんから、婦人団体の方で、補助金がほしいといわれるのか、今のようにならないとおっしゃるか、ほしくないと出さなければなりませんから。

◇ 自主性は守られるか

田中 法律からいえば、問題はないようにみえますけれども、実際問題になつてきますと、婦人団体が、国及び地方公共団体のスポンサーによって動くということは、十分あり得る。そういう道を台法化したということになるわけですね。

局長 そこでもう一つ前提として、これをお考え願いたいと思います。憲法の八十九條の、教育事業に該当するものに、やはり私立学校があるわけですね。私立学校は、法律によって、ちょうど同じように、社会教育法と同様でなく、むしろ、積極的に補助金を出せるような法律を作ったのです。もし、社会教育関係団体に対する補助が憲法の関係で、非常におかしいといわれる点があるならば、私立学校に対しても出すのは、非常におかしいかもしれない。その点と、もう一つ、自主性をそこなう、自主性をなくすという点を、非常に心配されるということは私もよくわかります。けれども、私立学校へもかつてはノー・コントロール、ノー・サポートという建前で行っているわけ

ていると思うのです。そこで補助金を出していいといった場合に補助金を出したから、必ずコントロールされるというようには、私は考えませんが、それはあなたの方から言えば見解の相違かもしれません。

田中 補助金を出したら、必ずコントロールされるというふうには、論理的にはなりませんが、コントロールされる道を開くということはいえるわけですね。ですから、将来にわたって非常な不安を残すということでは――

局長 そこです、私のいいたいことは、

は当り前だという議論は、婦人団体の中にはたしかにあります。

局長 私は、そういう議論には賛成いたしません。正しい趣旨徹底は必要です。

田中 もちろん、私も是非におかしい議論だということ、これは、補助金を出せる場合に、申請するわけでしょう。申請した場合に、申請した団体に全部与えますか、そうじゃないでしょう。やはり、こっちに審査基準とか何かを設けて、取捨選択なさるわけでしょう。

局長 それは、なんでも団体に對する運営費の補助というふうなものを考えているわけではないのです。これは、事業に對して出すわけですから、いかなる団体でも、公共の福祉に合致するような事業をやっておいて、初めて税金の中から補助金を出してもよいということになるわけですね。国でも、地方公共団体でも同じだと思ふのです。従って、事業が適当なものであるならば、出し得るということですね。

田中 ですから、地方の公共団体のそれぞれ立場で、どのようにでも解釈していくわけですね。

局長 それは、おっしゃる通りに、一定の解釈もありますから、もし、改正が実現した場合には、この事業には出せる、こういうものには出さない、ということにうけ止めは文部省から通達なりを地方に流して、そういう趣旨の徹底は十分はか

校へもかつてはノー・コントロール、ノー・サポートという建前で行っているわけです。ところが、ノー・サポートは、修正してある程度必要なサポートがなければできないという面があるので、法律で補助金を出してもいいというようにしたわけです。社会教育関係団体は、やはり私立学校と同じように、建前は今までノー・コントロール、ノー・サポートで

田中 団体はそこまでは成長してないものがあるのです。

局長 それは違いますよ。婦人は良識をもっていますよ。この問題について、地方から、非常にいろいろな手紙なども、いろいろありますが、婦人団体といえども、是非善悪の判別の良識は、非常に持っているのです。そういう点は心配する必要はないという議論もありますよ。

田中 私最近地方に参りましたけれども、地方に文部省が係官を派遣してこの問題について説明につとめておられるようですね。あちこちでこの改正に賛成の決議をさせておられますが、そういうことをしていること自体、もうすでに、文部省がすでに政治活動をしていられると思ふのです。その場合に、われわれが払

田中 私、先年、ある地方の婦人団体の会合に参りましたときに、普通の地域の婦人会の大会だったのですが、その地域に基地がある婦人会だったために、たまたま基地の問題になったわけですね。政治的な微妙な意味がありますから、必ずかしい問題ではありますけれども、その席上で、婦人として平和を望む立場から、基地の拡張には反対するという動議が、大会のメンバーの中から出たわけですね。

局長 そうしましたら、教育長が、これは教育委員会と共催している会合であるから、そういうような問題を提起しては困るという発言をされたわけですね。私は講師ですから、一言も口をはさみませんでしたが、婦人会の方たちは、それをどういうふうにとらえたかと申しますと、役員の一人が立ちまわして、われわれ社会教育課の配下にあるものは社会教育課の意思に

反してはなりませんということを警告したわけですが、それに対して、社会教育課の配下にあるとは何か、われわれは自主的な団体であると、大へんな喧嘩になったわけですが。

その結果、幹部たちのあるものは社会教育課の指導の通りに動かなければいけないといいますが、ある人たちがこれは社会教育課と共働の会合だから、こういう問題をとり上げるのが不適当なのだから、この会合は解散しよう。そして、われわれの自由意思で別に総会を持って、この問題をどうするかについて話し合うということ、会合をやめてしまいたい。これなどは自主性のある会合がいたから、むずかしい問題を上手に処理し、最後に基地問題は研究課題にして留保しようという結論が出たのです。問題はそういうときに、婦人会の意志を左右するような発言権を教育長がもつということなので、婦人会がそうなるのは、全くの独立の団体でなくて、婦人会の事務を役所におぼさって活動している。事実上、運営費を補助されているのと同じことになっていくからです。もしも、自主性を徹底させるならば、そういうところからなおさなければならぬわけですが、その段階が各地の地域団体にある。税金だからといって、毎月二千五百円ずつ運営費としてもらっている婦人会もありです。そういうことを言う婦人会員も一ぱいいるわけです。

こういう現状を見て、私も心配するものでして、これは自民党だから、社会党だからということじゃなくて、社会党の政権になっても、社会教育にあたる人たちは、そういう政治勢力の特定な方向に動かすべきものではない。団体員個人が、自分の政治的意見を持ったり、政党色を持つのは自由ですが、すでに、若い層、婦人学級とか小さなグループの中から、非常に自覚したい要素が、確かに育ちつつある。ところが、幹部にはいろいろ危いものがたくさんある。

局長 そういう社会教育課の配下にあるといういい方は、もし事実とすれば、おかしいと思いませんか。やはりこれは、それが教育団体としての集まりならば、社会教育課が主催に入らうと入るまいと、政治的なことをやられるのは、団体の性格から、あまり……。

田中 しかし、それは自分たちの意志でできることではない。

局長 それは自主的におきめになるように、大いに指導していただくことでいい。

田中 それを受ける側の方に、たくさん問題があるから危ないということなので、こんどは出せるのだ、というので、地方が大びらな出し方をすることが、非常におそれられるのです。

局長 ただ私が申し上げたいことは、そういう危険性があれば、われわれでも、団体の方も、指導者の方も、十分啓

蒙していただかなければならないと思いが、現実には地域婦人団体を例にとつて悪いのですが、地域婦人団体などで仕事をやるという場合に、補助金が出せなから、いろいろな名義でもらっておりません。私はこういうやり方が必ずしも全部悪いとは思いません。そういう必要の場合に、出しておいても、現に、地域婦人団体が、県の御用団体になっているとかいうことはない。むしろ、もらっているところでも、どっちかといえば、いろいろ集まりなどで反対をやっている事例の方が多く私は思っているのです。

公民館はもつと充実して

田中 それからもう一つ問題にしたいのは、公民館のことです。公民館は、非常に貧弱だと思つておられます。地方に行きますと、ほんとうに情けないような、ボロボロの家に「公民館」という看板がかかってあります。職員も何もないから、会合があるときでも、われわれが行ってから、掃除をしてごさる敷いておわる。

それでもないよりはいいです、場所があれば、それから、公民館主事とか、職員などの質が、非常に悪いのがあったり、身分の保障がなかったり……。

局長 悪いです。確かに悪いです。

田中 ですから、こちらの方に予算を計上したりするべきで、どっちを優先するかという場合に、こういう補助金を出すというところで、一休どのくらい予算を

田中 基準というのは何をきめておりますか。最小限度という施設、設備を持つて、という基準ですか。

局長 それに財政的裏づけをしなければいけないということですね。

田中 今度は、法律の施行規則に、何かそういうものがついているのですか。

局長 基準ができて、その基準に大体出て、国や都道府県が相当な援助をしなればいけない。これは何年かかるかわかりませんが、一応の私どもの概算では、少くとも二十億くらいはかかるというふうな見当をつけているわけです。

田中 公民館の設置の最低基準を、今度は法律で設けてありますか。

局長 そういうことです。

田中 その点はむしろ、私ももっと強化してもらいたいと思つてます。それから公民館の主事は、必置ですか。

局長 「公民館に館長を置き、その他必要な職員を置くことができる」ということが、前の項にあったのを、「公民館に館長を置き、主事その他の必要な職員を置くことができる」としましたが、両方ともレベルを上げることができ、まだ主事を必置するという段階までいっていないのです。必置とすれば、現在は三千人くらいしかおりませんから、八千館に一人ずつ置いて、あと五千館いるわけです。これはべらぼうな経費になりますから、だんだんに充実して、将来は必置になるかもしれないですね。

主事の資格について

田中 それから社会教育の振興のため、主事を必置するということが、主事の資格が下がるというふうなことはありませんか。

局長 下がります。上がる方です。

田中 いや、私は上がらないと思つてます。というよりは、大学の教育を受けな

いでも、文部省の講習で訓練を受けることが条件になれば、大そう文部統制のとどいた主事ができるわけですね。

局長 いや、現在、付則六項というのがございまして、付則のところは、十年以上一定の職についておつて、三十五歳以上であれば、だれでもなれるというふうな、非常にゆるやかな条件があるのです。これでは非常に低くて困るのです。

田中 それに対して、講習をして資格を与えるとおっしゃったわけでは、

局長 そうです。講習は専門職としての知識を与えるのです。

田中 講習の長さほどのくらいですか。局長 最小限十五単位以上とらなければだめだということ。十五単位をみっちりやるためには、四十日は最低かかるでしょう。

田中 それでも、必ずしも大学出でなくてもいいわけですね。該当する人が少ないからそうなるわけですね。

局長 少ないですけれども、現実にはあなたのおっしゃいました公民館の主事

さん、社会教育主事補というのは、かなりいるのですよ。そういう人たちが上に上がる方法がないのです。

田中 主事補の経験年数は？

局長 三年でしょう。ところが今は、その主事補などは、大学を出てなければ、あるいは十年以上たなければならぬわけですね。それが、仮に、三年ないし五年ぐらいの期間の間に、りっぱな人があれば、十五単位とってもらつて、主事になれるという道を開けばいいのじゃないのですか。

田中 りっぱな人という基準ですね。急に必置すると、非常にたくさんの方がいるので、水準が下がると思いますが。

局長 やはり下がるとおっしゃいます。者を養成しております。三百名以上は来年度必要になると思つて、年度計画で充実にいきますから、そう大層な増員じゃないのです、主事の方は。

田中 これは実際主事をしている人から私は聞いたのですけれども、大学での指導と、文部省の与える研修の指導と、だいたい違うのだそうです。内容も理念も、その場合に、大学を卒業して、正規の学問を受けてきたものは、それについて自主的な判断をする能力を持っています。ところが、今度はそうでない。相当基準をゆるめてそういうような講習によって速成するということになると、おそらくこれは主事性というものを失つて、

文部省的になるだろうと心配している若い主事さんたちもいました。

局長 それはそうじゃなくて、文部省でもやりますが、今までどおり教育学部を持つていて大学でもやるわけですね。少しも心配ないということを繰り返して申しあげておきましょう。

田中 心配があるということ、ないということ、ちょうど反対になつてしましましたね。

局長 今おっしゃったことはおかしいと思つてはいるのですが、そういう工合にならないようにしているのに、そうなるのだ、そうなるのだと宣伝しているところがありますので……。

(一九五八・一一・二六、文部省社会教育局長室において)

あけましておめでとうござい
ます
本年もどうぞよろしく
一九五九年一月
婦人少年協会東京支部
(東京婦人少年室内)

支局長代理 立石 多真恵
副支局長 中 嶋 英
副支局長 吉 川 政 枝

「婦人と年少者」 合本
一九五八年分 一部一〇〇〇円
◎御入用の方は至急お申込み下さい

「働く少年少女の生活文」 労働大臣賞授賞のつどい

第十二回（昭和三十三年）の働く少年少女の保護運動は例年の通り十一月一日から十日間にわたって行なわれましたが（本誌十号既報）、その行事の一つとして、宮城・東京・三重・広島・長崎の五か所で、「働く少年少女の生活文」の入選発表と労働大臣賞授賞のつどいを開催しました。五つの開催地からの大会の模様をお伝えします。

北海道・東北ブロック

宮城婦人少年室



十一月五日 かつたりする元気な姿、何くれとなく心を明日に控えて配っている各室長、遠隔の地だけにその喜びもひとしおである。

翌五日、いよいよ式当日、幸いに上天の恵で、近頃の福島・山形も早朝に到着し、授賞式を前に午前十時から新聞社での受賞者座談会に臨んだ。

午後一時、授賞式開会。よくぞ来てくれた子供達、会場からはみだしているではないか。

「授賞式」と「つどい」の掲幕と、年少者を象徴したふたつのステイジ飾りをバックに受賞者が壇上に並んでいる。司会者から受賞者が紹介されると、北海道・東北各県からと聞いた場内の子供達は

「瞬ときめき、それが同じ立場の連れの友達に寄せる親愛の感情をこめた拍手となり、再び壇上へ声援を送っていた。受賞者は一人々々池田年少労働課々長補佐から大臣賞を手渡され、いずれも頬を紅潮させている。続いて仙台中央放送局管開放放送部長から記念品を贈呈されたが、この頃から受賞者もすっかり落着きを取り戻した様子であった。池田課長補佐から大臣のことが伝えられた後、受賞作文を北海道稚内市の中山一子さんが朗読した。三つ編のお下げ髪をセーラー服の両肩にたらし、小柄で円顔の可愛らしい姿は、誰しも中学生と思つたらしい。中山さんは女中さんで、定時制高校へ通学している。澄んだ声が隔々まで通り、可愛らしい女中さんの生活が自ら連想させられた。

プログラムは「つどい」に移り、緊張感はずっと和らぎ、子供達はようやく手にしたプログラムに目をやり、記念品の手拭をながめたり、キャメルを煩悩たりするのを見え始めた。生活文地方賞受賞者も飾しように壇上で次々に賞を受け場内は前に歩み出す手を返している。

「東北・北海道の現実を生きている」と固い感じのテーマの話しは、宮城県児童福祉司の鈴木道太氏の軽妙卓越なリードで、場内が完全に一つになり爆笑また爆笑、子供達はいずれも風たかない様子。五〇分間はたまたま経過し「ナインダ、終了」のかあ。まあだやれば良かった（よか

った）「ナ」と云いあう子供もいた。次いで仙台中央放送局提供の「みんなで歌いましょう」を最後に、年少者の日頃の労をねぎらい、十分楽しませようと組んだ行事の一切を終了した。

大臣賞受賞者は直ちに「年少労働者はこう考える」を放送するため放送局へ向かい、三〇分の放送を無事に済ませたが、受賞者達はスタジオから出ない。すっかり友達になりきった彼等は「文通しようね」と、お互いのノートや紙にサインしあっている。何しろ九人がわいわい云いながらのことなので、なかなか時間がかかる。やがて車に分乗して夜の繁華街を行く物としゃれながら旅館へ向かった。ゆっくり休ませて上げたいと考えた私がしばらくして部屋を見に行くと、この人達が一部屋に集まって、今後これを機会に東北・北海道を結んでたがいに励ましあおうと話してあった。先程の文通の約束から飛躍して結びついたのである。

翌六日も快晴に恵まれて、彼等は、松島に、市内観光に喜々として行動した。そして全員元気に帰途についた。あれ以来、室には沢山の便りが寄せられていく。これも皆で申し合わせたのかしらと思わずほほえまされてくる。

開封する度に考えさせられることは、果境を、そして海を越えて力強い友を得た喜びは、年少者にきつとプラスするものがあるだろうということである。即ち

まだ夜の明けないうちに家を出た。星がきれいで寒さはきびしい。こういうときには天気がいいもので日中も暖かくなるはず。駅には室員も来ていた。ようやく夜が明け、上り急行列車がすべり込む。

「来たっ」北海道の島井室長の後には、一見してわかる受賞者が二人。第一陣の到着である。長途の疲れも見せない元氣さ、一瞬私は胸が詰まった。

旅館へ向かう途中ようやく朝日がさしてきた。私達は次々到着する各県受賞者の想像していたより大きかったり、小さ

例にとったニュースに満ちた考え深いお話しをして最後に生活文選者松田フミ氏のこれも優しく力強いはげましのお言葉など、こうしたプログラムの進展の中で一際みんなの心を衝いたものは、受賞者代表のS君の受賞の喜びを綴る感想文の朗読であった。その態度の立派さであった。若々しく、しかもつつましく、働く少年としての信念に生きるその内容の立派さであった。深い讃嘆の思いを一同持ったのである。ここに年少労働者の人間的なよい成長をみたのであった。最後にベイトーヘンの第九交響楽の中のあの「歓喜の歌」がNHKの坂本芳子さんの指導で美しく希望にみちた若者の生をたたえる大コーラスとなって、ホールにあ

ブロック毎の授賞式は意義深いものがあり継続していただきたいと願っている。

（宮城室長 加藤 キミ）

関東・甲信越・静ブロック

東京婦人少年室



関東・甲信越・静の夜々は眠れない日の連続であった。会場は、かつてマッカーサーが君臨したGHQ司令部である、日本でも最高といわれる第一生命ホールである。「集い」の前夜同じこの場所で原知恵子の渡欧リサイタルを聞いた。数きつめられた絨氈は赤く美しく、たたずまいはどしどしりと重々しく立派である。ここに、この日この「集い」に出席できたことを夢かと喜ぶ年少者七〇〇名が整然とシートに座ったのであった。開会前九時年少少女にはなじみ深いデイズ・ニイの「快傑ソロ」未封切RKOの特別提供である。痛快極まりない爆笑の波である。

十時半大臣賞授賞式、壇上に並ぶ十七名の授賞少年少女の胸に香る黄菊が紅潮した年少少女たちの頬に美しく映え、彼等の感激と喜びの思いはそのまなこに名をこれを見守る年少少女たち大衆の胸に流れた。親しみ深い次官の御挨拶、優しさにあふれ、しかもりんとした局長のお言葉、東京労基局長のノーチラス号を

ふれた時、何か涙がほほを伝わる思いであつた。「集い」終了後のこれもせめてもの懐い出にも、局長に御一緒いただき十七名の年少少女を東京会館のグリルに案内してささやかな昼食会にお招きしたが、食事が喉を通ったかしらと、今も心に思うことである。

なお、「集い」については協働員の協力が大きく、七十三名全員帰国動していただいたし、十七名の受賞少年少女には心づくしのお揃いのシムルグーバッグのお土産まで協働員会から贈っていたいただいた。大変なことであつた。しかし、私たちの誠意は報いられた。室の意図した目的は達せられたと一同信じている。

（東京室長 高崎 節子）

中部・近畿ブロック

三重婦人少年室



「伊勢は津でもつ」とうたわれ「安濃の津」の名で知られている津に、「中部」の近畿ブロック働く少年少女の生活文労働大臣賞授賞のつどい」が、十一月五日午後一時から、労働省・三重婦人少年室・

三重県・三重労働基準局・NHK津放送局の佳儀、津市・三重労働基準協会の後援で開かれました。そして中部・近畿各府県の労働大臣賞入賞者と北は桑名市から南は伊勢市、西は伊賀上野地区と三重県下から、働く年少者三百五十名があつた。会場の三重会館五階ホールを埋め、さすがに他府県から参集した受賞者は、よろこびと感激のつづみきれない緊張した表情でした。

三重県人少年室長の開会挨拶には、三重労働大臣(豊野年少労働課長)の挨拶、三重県知事(代理副知事)、三重労働基準局長のあたたい、しかもゆきとどいた、はげましのこぼれがあり、労働大臣賞状授賞品授与、地方賞状授賞品授与(三重県知事賞、三重労働基準局長賞など各地方賞状)が行われました。いづれも、もぎれないほどの賞品をいただいた授賞者たちは喜びにあふれていました。地元の津市長の祝辞につづいて京都の磯崎静雄さん、三重の小川敏子さんの二人が代表で入賞作文の朗読をしました。高校進学への希望をもちながら、職場に出た年少者の辛直に書かれた社会に対するその批判と、きびしさの中にも希望を見失わない真摯な気持は、つめかいた人たちに深い感動を与えました。

第二部のアトラクションに入って、三重県オールスカウトの有志の方々による歌唱指導がありました。出席の年少者は全員、受付でプログラムとともに手わたされた、レクリエーションの手引「職場に楽しいつどい」の楽譜のページを開き、合唱や、輪唱が、楽しく会場にひびき、晴れわたった秋空にきえてゆきました。これからもここに集った年少少女たちは、それぞれの職場で、このように大らかに歌い、明日への力を得て明るい職場を築いていくことでしょう。つづいて三重バレエ団のかわいいバレリーナたちが美しいバレエをみせたあと、NHK津



労働大臣賞授賞式

放送局の「好意で、」職場対抗三つの歌」が催され、満場を笑いの中に包み、午後四時三十分会を閉じました。なお、このつどいの総括的な運営は、終始協働員の力によりはこばれました。後日、福井県を受賞者太田富子さんから、三重県人少年室へ次のようなお手紙がとどきました。「先日はお世話になりました。ありがとうございます。ごさいます。無事帰国しました。これから、

「家の生活費を手伝って弟の学費を引くと小遣はなんにもないの、映画もみられない」という母子家庭の子供。「作業衣を着るようになってから、みんな仲よくなった」これは今年の九月から事業主が無償支給したものでした。「仕事は一生懸命するんだ。職場の人達ももっと親切にしてくれたらいいな。」「そうだなー」とうつぶわいている三人の年少者達、私の視線は緊張した。私は少年の手をとり、「頑張ってるよ。うだね」とはげました。

中国・四国ブロック

広島県人少年室

十月の準備期間に中小企業の事業場を重点的に視察し、年少労働者の状況を調べてみた。補助の仕事にキビキビと立まわっている年少者の姿は活気をおび、また熱心に機械と取り組んで、ちえを絞っている様子は未来の技術者を思わせた。指先で器用に包装している、おかつばの年少者は、春の花のように明るくもみえた。休憩時間のひととき、みんなの中心に入り、話を聞いてみた。

「お弁当のおかずがなかったたので水が呑みたくって困った」これは昼食以外お湯の設備も、水道もなかった。「お母さんはおくるといけないうと心配するので四十分前に会社に出て、お掃除をするんだ」と得意そうに一人が言う。今はそれが当然のように思っている。

「家の生活費を手伝って弟の学費を引くと小遣はなんにもないの、映画もみられない」という母子家庭の子供。「作業衣を着るようになってから、みんな仲よくなった」これは今年の九月から事業主が無償支給したものでした。「仕事は一生懸命するんだ。職場の人達ももっと親切にしてくれたらいいな。」「そうだなー」とうつぶわいている三人の年少者達、私の視線は緊張した。私は少年の手をとり、「頑張ってるよ。うだね」とはげました。

は労働大臣に代って、働く年少少女に大臣賞を授与し、激励を与えて下さった。

「働く年少者と生活」という広島女子短大山根学長の講演が年少者たちを一層力づけてくれたであろう。職場体験をする年少者の一言一言は、雨にも風にもめげずに働くすべての年少者の声として会場に響きわたり、また電波によって中国・四国地方へ放送されたのである。

最後に参加年少者全体でNHK放送管弦楽団の指導による「ロンドンデリー」の歌が合唱され、続いて「ポリシ・イサ・カスの人々」の映画観賞が行われ大会を終了した。手に手に参加年少者はノートと手拭の記念品をかかえて、ほがらかに

九州ブロック

長崎県人少年室



菊花薫る十一月
八日、美しい秋晴れに恵まれて原爆中心地に

近い長崎国際文化会館において、第十二回年少者の保護運動九州地方大会は、開催された。

この行事を当地でひきうけてから、先ず、関係機関に呼びかけて準備会を数回持ち、案を練ったのであるが、例年行なうとして行なう長崎県の働く年少者のつどいを併せ行うという意味で、九州各県はもとより県下各地から、ひとりでも多くの年少者たちを一堂に集め、仲間意識を強めると共に、せめてその日一日でも日頃の職場の緊張から解放されて、心から楽しく彼らがなごみ合い、明日への労働意欲を養えるようなプログラムを考えようという意見が一致したのだった。

に公会堂をあとにした。その姿をなかに見つけ、一人の落伍者もなく健やかに幸せに成長して欲しいと心から祈らずにはいられなかった。

大会翌日は中国・四国の受賞者は勿論のこと、引率者、協働員も参加して観光バスで市内を一巡したあと、宮島を案内したが、秋晴れの好天に恵まれ、紅葉は美しく、久方ぶりに心の故郷に帰った気持ちで年少者の皆とともに楽しんだ。

最後はこの大会に御協力下さった、広島県石島民生労働部長を始め、共催者後援協力者の各位に感謝を深く捧げる次第である。(広島県長 植田 伊津)

従って固苦しい案は一切放棄にし、彼らにとって楽しい集いであると共に、周囲の大人たちがそれぞれの立場からの協力を固めて、次代の優れた産業人を育成するために善意を寄せ合ってゆくべきであること、何らかの形でつどいの中に盛りこみたいと案を練ったのである。

さて当日、九州各県の参加者は前夜までに殆んど集合を待っていたので、県では、各監督署の協力により新聞配達少年、商店に働く年少者、その使用者などが六台の貸切バスに分乗して次々と会場に到着、地もとの年少者がこれに加わって会場は文字通りあふれるばかり。あわてて補助椅子を動員する始末であった。

つどいは県警プラスバンドの少年の歌に幕をあけ、労働大臣賞授賞、長崎地方賞授賞式、入選作文発表と進行したのだが、とりわけ得賞歌「勇士は遠く」の曲が奏される中、体の不自由な佐賀県の年少者が、その兄上に抱かれて授賞した際には、思わず胸にこみあげてくるものがあった。

第一部の授賞式終了後、会場の年少者から、発言があり基準局の指導によって週休制が実施されつつあるが、休日を楽しみ過ぎてレクリエーションの場のないのが残念。そこへ行けば木も読め、ビンボンも野球もでき、友達にも逢えるような家……出来れば宿泊施設も備えた僕たちの「憩いの家」がぜひ欲しい。とトツと訴えた、満場の拍手がわき、関係

(長崎県長 安部 晴恵)

「働く少女の生活文」 昭和三十三年度受賞作品より



洗たく屋の兄ちゃん

竹之下 清治

(鹿児島・クリーニング工十七歳)

「洗濯屋の兄ちゃん。ズボンを早目に仕上げてくださいね。」「はい、毎度ありがとうございます。」……

「洗濯屋の兄ちゃん」とはお客様が私につけてくれた愛称である。この呼ばれると始めは何んだか照れ臭くって仕方なかったが、今ではこの呼ばれる事が当然のように思われてきている。

私が家業のクリーニングを受け継ぐと決心したのは中学三年の時だった。なるべく早目に家に帰り、手伝いをして朝早く起きて店を開ける。中学卒業後は家で父について、思っていたが、兄は「神戸で大きなクリーニング屋をやっている叔父の所に見習いに行つて鍛えた方がよい」としきりにすすめた。私は意を決して神戸に行くことにした。

神戸駅につくと、叔父が迎えに来ていて下さった。駅前からタクシーに乗って、叔父の店に行つた。店には多くの人がせせと働いている。叔父は店内を詳しく説明してくれた。そして私に「遊びに来たんじゃ

ないから少しでも暇を見つけて早く店の事に馴れるんだな。休みは皆んなと一緒にする。つらいかもしれないが我慢する事だ」とおしやうした。明日からは見習工として働くのだと思うと始めて他人の家に寝る心細さ、あれこれというの事が頭に浮かんで、なかなか寝つかなかった。明るく日、私は五時半に起された。顔を洗いに外に出てみると他の人達ももう朝食を取っていた。家の生活とはまるで勝手が違う。六時から多くの工員の中にまじって洗いの場の方にまわされた。最初は刷毛で洋服のポケットのごみの掃除だ。落花生の皮、たばこの粉等をたんに落した。

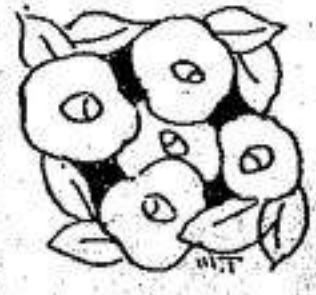
二週間経てようやく洗いの台の前に立つ事が出来た。叔父が来て一つ一つ真剣に指導してくれた。どんな洗濯物でもまず生地の違いが出来なければならぬ。そしてその生地に合った薬品を使用し、生地に合った洗い方をすることだ。ここにきて一ヶ月もたったある日……私は生地の選別を間違えて新しい背広を台無しにしてしまった。気がついた時、そのあい色がかった服は丁度中心部にあ

たる胸部分がぼけてしまっていた。叔父は「清治、この背広は一体誰のものだ。うちの店を信用して頼まれたお客様の大切な預り物じゃないか。……」ときびしく叱られた。それからの毎日、どんな小さな事でもとどめられた。その叔父の目は別人と思われる程で、いつか私の家に遊びに来た時のあの優しい面影はみじんもなかった。くやしかった。あまりひどいので兄への手紙に、叔父の事など毎日の生活のありのままを綴り、「帰りたい」と附け加えた。すると、折返し兄から手紙が届いた。私の兄は屋敷にある商店の店員として働き、夜学に通っている。返事の内容は私の思っていた事とは別だった。

「つらさや、くやしさは充分わかる。しかし叔父さんで清治が憎くて怒るんじゃない。立派な職人になって貰いたいからこそ注意されるのだ。叔父さんがいる」という甘い考え方をしはいけない。師匠だと思つて素直に言う事を聞きなさい。注意されて文句を言う様な卑屈な考え方を起さぬ様に」と書いてあった。私は考え直して一生懸命頑張った。半年が過ぎ、洗いの場の方もどうやらわかってくると次は仕上げの方に変わった。まずカッターシャツの仕上げからだ。こ

るべく早くコツを覚えねばと、一人夜遅くまで残つてアイロンと取組んだつもりだったが、まだ進んでいないのだから。忘れる事の出来ぬ失敗をしてしまった。皆、自分の室に引上げてしまった後、私は残り三枚のシャツを仕上げた。……とアイロンを動かしていたが肩間の疲

れで頭がたまらなく重かった。私は椅子の横に腰をかけ、うっかりそのまま寝込んでしまったのである。こけ臭いにおいと、むととするような思ひ苦しさに飛び上った。もうもうと煙が立ちアイロン台がぶすぶす燃えている。アイロンのスイッチを入れたままだったのだ。辺りに人影はない。私は必死になつて洗いの場に走り帰る水でようやく消し止めた時はそこへ座り込んでしまった。叔父は「二、三日ゆっくり休めなさい。だ」と云った。優しく慰められると急に涙が溢れてきた。何んという無言の意気地なしの自分。矢張り叔父さんは優しい人なんだ。兄の教えは本心だった。工員に立派な技術を身につけてやりたいばかりに、激しく叱りののしつたのだ。この休養は私に何物にもかえ難い心の糧を与えてくれた。よしやるぞ。青空の下に六甲の山々が輝いていた。



無題

中山 一子

(北海道・女中十六歳)

帰って手伝いなさい。そして暇になったら、何時でもくるんだな。人生修業だから」と。私は鹿児島に帰った。

私は切っても切れない関係にある水色の目ざまし時計が五時を指すやいなや、私は床から跳び起きる。さあ、今日も五時半になったら学校に行けるんだと思うと、朝少し早く早く起きるのは平気だ。一番先に茶の間のカーテンを開け、それからカナリヤを眠りからさますために、青い布を取って窓の側にそと出してやる。小鳥がさえずりストロブの火が燃えたと、ようやく朝らしい感じがする。頭には最近学校のそばの店で買ったカッパの模様のついた手拭をかぶる。「おさげだ」と不潔だし、女中さんらしくない。」と奥さんからいわれたので、きりと輪ゴムとピンで一つにくくってしま

感じたように首を曲げていった。年若いので顔のしわはあまりないが、やさしく微笑しながら私に話しかけてくるお上品で、その人柄を羨ましく思ふように思えた。九時半頃になると奥さんは直売店へ出かけるし、主人もだいたいの同じ時間にそこへ出かけていく。一人息子の光坊ちゃん、中学の教員をしているとき子姉さんと二人で同じ学校へ行く。こんな時、私も一緒に学校へ行く。後に残るものは結局私とおばあちゃんだけとなる。二人とも話好きなので一日中退屈することがない。女中とい

に何事もなかったような声を出していきと、「おおーちゃんか、ごころさん。早く来たなあ」というおばあちゃんの一語を聞くと胸の中につまっていた憤りや一日の疲れは一遍にどこか消えてしま

すべて明るく
健康に

①福岡県

前田 薫



婦人労働風土記のトップを承わると突然の御指名であるが、福岡県に御厄介になつて三年三か月、何事も判つたようでは判らないことばかりであつてみれば、風土記などとはまことにおこがましい。その上資料を集める暇もないので（平素の心掛が悪い）、ほんの上つたらのぞ記で、読者にも福岡県の婦人にもお許しを願いたい。

福岡県の婦人のタイプをあえて一口にいうと、大抵精神・肉体ともポリウムがあり、カラッとした性格だとまずいよう。始めての土地へ行って電車に乗つてみると、何となくその土地の人情風俗がわかるが、ここでは電車のシートに斜に腰掛けている婦人をよくみかける。これはからだが大いなので、真直に掛けると思惟するが、これも気候が温暖で、食糧が新鮮だからだろう。某新聞所載によると、福岡市民一人一日二〇グラムの魚を食べ、これは東京・大阪などの一〇〇グラムを上廻っているとのことだから、栄養のよいのもうなずかれる。

同じトータルで、お酒も年に一人二・五キロリットル（七升）で全国平均を遙かにしのぎ「酒は飲め飲め」の国の面目躍如。また映画の観覧も一人（平均）年三一回で、先般発表の企画「生活白書」でみる国民一人当り二回に比べると、大変な差で、このような数字からも非常に明るくさばさばした性格が偲ばれるやうなものである。

ついでながら、もう一つ県民性を裏付けるために付け加えるものとして「博多にわか」がある。これは時の課題などうまく折込んだ「じゃれ」で、永い伝統に育てられた庶民の健康なうさばらし、健全な頭脳遊戯になつてゐる。新聞にも「にわか」欄があり、毎日面白いのが掲載され、フランス小話のような軽さはないが、方言まじりでまことに愉快である。最近のものを一つ紹介すれば……

皇太子妃決る……

謹賀新年 一九五九年一月
「婦人と年少者」編集委員
婦人労働部 久保田真苗
年少労働部 町田みち
婦人部 猪股和子
庶務課 三浦宣子
庶務課 藤原栄子
東京婦人少年室長 高崎節子
婦人少年協会 熱田優子

編集室より読者の皆さまへ

あけましておめでとうございます。

「婦人と年少者」は、会員の皆さま、婦人と年少者の問題に関心を寄せられる諸兄弟姉妹のお力添えをいただきまして、ここに七巻を迎えました。

本誌は昭和二十八年四月、婦人各界、有識者の方々のお肝入りで、婦人少年局の目的や活動を広く世間に知らせ、この仕事を進めるための一つの場として発刊されたものでございます。ですから婦人少年局の機関誌ともいふべきもので、その任務もなかなか重いのでございます。

本誌には、婦人少年局の研究、調査の結果はもちろん、その時々運動についての参考となる、専門家や有識者の研究や御意見を掲載しております。時にはかなり高度な専門的な論文もあります。また、年少者や働く婦人の声も掲載されます。何分にも読者の層に幅があり

の農業従事者は男一・三人、女一・四人となつてゐるから、福岡県の農業は婦人の方がよけいに背負つてゐるといえる。一人一人の農村婦人と話をしても、「嫁の新しやう方について行けない姑はつまらん」とか、「男子の勉強が足らん」とかなかなか活発で、もちろん困難な問題もあるが、暗さがない。大体四月の婦人週間なども、春の農作業に気をとられることなく参加して貰える。田植など六月下旬にやつて、十二月に入ってからでさえ、陽光の下で悠々刈取りが行われている風景がみえるくらいであるから、農業農村の差が少なくないで結構である。柑橘類なども栽培・薬剤散布・収穫から、その日の相場をつかんでの売方まで、婦人の方が実権をもつてゐるところも多い。

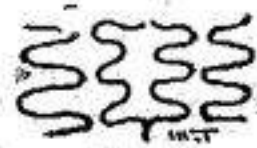
ついでに漁業関係もつけ加えると、この頃周辺の海は「のり」つみに忙しく、働く婦人の姿が散見される。先般の水産食料品製造業に働く女子労働者の実態調査の時に、等身大の「ふか」を見事にさばく女性や、そのふかのひれやえいのひれなどを乾したり取込んだり、また、それを肩に担いで階段を上下するたくましさには驚いたものである。これらの事業の経営者や漁船の持主などにも女性がかなりある。新聞に、荒くれ男を引連れた女性の武勇談がのることもある。

次に福岡県は何といつても石炭県であるから、その石炭との関連なく婦人を語れない。筑豊炭田、三池炭田などが母体となり、さらに鉄鉱・重化学工業の発達を促しているのであるが、石炭のガラを積み上げたビルミッド型のボク山は、山下に六百数十あるという。私はこのボク山を始めて見た日の感激を忘れることが出来ない。八木山峠からみる筑豊盆地は一体は煙と霧に包まれ、その灰色の中からいくつもいくつも鋭角をみせてそびえているボク山。人間の汗と血の一杯つまっているようなボク山はシニールレアリズムの絵のようで、胸に迫るものがあつた。そこには地底千何百メートルに働く人と、それを見守る家族がある。大手筋の山は別として県下に二〇〇もある従業員百人未満の小山には、最近石炭不況と閉山の危機が見舞つており、その失業、準失業家庭を生き抜いてゐる多くの主婦の努力もまた、大変なものである。

小山の多い或る町では人口千人の二割は生活保護家庭という。長久就児童生徒の出るのもこのころで、今日の食物に頭を悩まし、可愛い子を学校にも出されぬ気の毒な婦人も多い。これら炭坑地帯では婦人もひまさえあればボク拾い、石炭の水洗、選炭、豆炭の製造などに顔を黒くして働いてゐる。

「この辺では婦人に手内職を世話してやつても長続きがしない。結局、石炭関係の内職の方が金になるからですな」とは協働員さんのお話。家事のひまに働くこれら婦人の稼ぎは家計にとってなくてはならない金額である。選炭も最近は大

（編集室 熱田 優子）



婦人労働の一年

——一九五八年をかえりみて——

婦人の雇用労働者数は、昨年四月、戦後初めて六百万を越え、国の労働力として、ますます重要な領域を占めてきた。一九五八年の婦人労働のうごきを見ますと、不況にあえぐ産業界をそのままだに反映して、きわめて多事多難な年でありました。そこで新年を迎えるにあたり、婦人少年室から寄せられた事例を中心に、明暗とどりの婦人労働の一年をうかがってみたい。

繊維の操短

昭和三十三年五月以降の金融引締めにより、不況の兆候は全産業に漸次ひろがり、三三年に入ると不況はさらに深刻化して、各産業は販売不振と在庫の増大から操業を短縮し、また通産省の行政勧告等による生産調節が強化されてきました。しかし、いわゆるナベ底をはう状態の景気は依然停滞して、不況は長期の様相を呈してきています。この影響をもっとも深刻にうけたのが繊維産業で、三三年初頭から始められた操短は、三三年に至り主要繊維全般にわたって、一層強化されていきます。人相を例にみますと、三

二年八月に二割操短を実施、十月からは三割に引上げられ、三三年一月からは五割の操短率を実施しています。また昨年四月、もっとも早く操短に入った綿糸は、今年には三割操短に強化され、さらに各社一律に織機の三割封かんを実施するなど強い対策がとられており、そのほか綿織物、麻糸、スフ、絹織物、毛糸等もそれぞれ操短を実施しています。このような繊維産業の状況は、繊維労働者中約七〇%をしめる女子労働者の雇用に直接及びいて、一時帰郷、希望退職、配置転換、あるいは企業整備による人員整理、新規採用の取消し等その影響は少くありません。本年三月、婦人少年局が把握したところによれば、化繊の大手七社において、前年十月及び翌二月、操短による離職者の割合は、三三年一月末の労働者数について、男子一四・六%に対し女子は二七・一%で、男子のそれよりおよそ倍の比率をしめています。離職した女子労働者の勤続年数をみますと七六・五%が五年以上で、十年以上がこれに次ぎ一四・八%で、比較的勤続年数の長い者が

多く離職しています。離職させた場合の方法は、優先再雇用の条件をつける、希望退職者をつくる、または二つの方法を併用しています。このほか過剰人員に対して配置転換、あるいは採用取消なども行われています。全機同盟では、傘下組合員の実情を調査して、本年一月から操短に伴って配転、希望退職、帰郷した人員は綿紡三、七〇三人、羊毛一、九八二人、化繊一八、一九四人（内男八、九〇一、女九、二九三人）といっていますが、未組織の婦人労働者の実情についても、中小企業地をもった婦人少年室からは、工場閉鎖、解雇、賃下げ等、繊維の不況が婦人労働者に及ぼす影響の深刻さについて報告されています。

雇用

なお、通産省は本年一月以降もひきつづき、主要繊維の現行操短を維持することを発表しており、それが婦人労働者の雇用に及ぼす影響について、樂觀を許さないものがあるといわれています。

労働災害など

昨年にはまた婦人労働者の災害が頻発した年でもありました。四月はじめ、宝塚歌劇場で公演中の女優が、セリ舞台のスクリーンウシヤフト回転丸棒にドレスの裾が巻きついたためにスチールバンドで胴部を離断された惨事は、予期しない場所でもひきおこされただけに、ひとしお人々の心を痛めました。火災類の発生による災害も多く、新聞紙上に発表になっただけでも、一月、横浜市の日本カーリット（株）保土ヶ谷工場で女子工員十一名死亡、二月、福岡県直方市の帝國火工品（株）植木工場で雷管が爆発、女子工員六名が重軽傷、七月、東京都の進化製菓（株）でアルコールのドラムカンに引火して死傷した女子約三十名という大災害がおきています。同じ七月に東京都府中の花火工場が爆発し、多数の犠牲者を出しています。婦人少年局が全国六七の煙火及び火工品製造の事業場について行った調査によりますと、七月三十一日現在、これらの工場に働く人のほとんど（七〇・三%）は婦人で、その大半（四三・三%）は満三〇歳以上の比較的高年齢の婦人となっています。また、保安設備の不十分な中小工場で家内労働に近い原始的な労働環境であり、事業に緊縮があるため、雇用もきわめて不安定なことがあきらかにされています。

婦人と年少者

また、大学卒の女子の新規採用について、新聞の報道をひろってみますと、女子は公募しない（放送）、女子は除外（出版）、女子は昼夜間を問わずとらない（金属）、このほか百貨店、紡績、金融、電力、ガス、商社等の大企業で大学出の女子は採用しないことを採用方針にうたっています。なかには、女子は大学卒の資格でなければ採用しない（銀行）、女子は原則として募集しないが、縁故者で採用することもある（造船）、などの条件付もあります。しかし、「男女区別せず受検させる。昨年は採用六名中女子が二名」〇〇テレビ、「男女を区別せず、文科系、理科系とも若干採用」〇〇研究所、「十五人内外を婦人部要員として採用」〇〇証券、「英文科出身を少数採用」〇〇商社、などの例もみられます。

ここで、同じく婦人雇用に関するテーマについて、対照的な二つの海外ニュースを付記しておきましょう。その一つは昨春、谷野婦人少年局長が出席された国連婦人の地位委員会においては、前年にひきつづき、同一価値労働に対して男女労働者に同一の報酬に関する条約について討議され、決議が行われました。

同じく六月ジュネーブで開催されたILOの第四十二回総会において、「雇用および職業の分野における差別待遇」に関する条約が採択されたことは、最近の婦人雇用に大きな示唆を与えています。

昨年にはまた婦人労働者の災害が頻発した年でもありました。四月はじめ、宝塚歌劇場で公演中の女優が、セリ舞台のスクリーンウシヤフト回転丸棒にドレスの裾が巻きついたためにスチールバンドで胴部を離断された惨事は、予期しない場所でもひきおこされただけに、ひとしお人々の心を痛めました。火災類の発生による災害も多く、新聞紙上に発表になっただけでも、一月、横浜市の日本カーリット（株）保土ヶ谷工場で女子工員十一名死亡、二月、福岡県直方市の帝國火工品（株）植木工場で雷管が爆発、女子工員六名が重軽傷、七月、東京都の進化製菓（株）でアルコールのドラムカンに引火して死傷した女子約三十名という大災害がおきています。同じ七月に東京都府中の花火工場が爆発し、多数の犠牲者を出しています。婦人少年局が全国六七の煙火及び火工品製造の事業場について行った調査によりますと、七月三十一日現在、これらの工場に働く人のほとんど（七〇・三%）は婦人で、その大半（四三・三%）は満三〇歳以上の比較的高年齢の婦人となっています。また、保安設備の不十分な中小工場で家内労働に近い原始的な労働環境であり、事業に緊縮があるため、雇用もきわめて不安定なことがあきらかにされています。

また、特殊工業の密集地帯の多い婦人少年室から、その実情がよせられていきます。化学工業のすすむにつれて、今後はこれらの新しい課題が予期されるでしょう。

〇%の退職手当を支給する等となっており、ともかく、この方面に新生面をひらいた例として目立っています。

「働く婦人の家」の新設

群馬県桐生市に、国庫補助による「働く婦人の家」の設置が決定されたのは、一九五八年における画期的な朗報でしょう。婦人少年局では、かねてから中小企業に働く婦人の労働条件が低く、福祉に恵まれないことに着目して、その保護と向上をはかるために、実態調査や啓発活動を通じてきました。一九五八年に至り、ようやく多年の念願が叶えられ、まず、モデルケースとして往々の婦人労働者や子供をもつて働く母の圧倒的に多い機業地、桐生市にその実現をみるに至ったわけです。

四五〇坪の敷地で、建坪一〇・七坪の木造モルタル二階建。保育室、遊戯室、調理室、洗濯室、浴室、相談室、読書のほか、自治施設など、総合的な生活設備がととのえられ、幼児をかくえて働くお母さんのためには育児もできるようなになっています。中小企業に働く婦人たちが日常生活のよりどころとして、この施設を利用し、あるいは「働く婦人の家」を中心に、クラブ活動などが盛んに行われる日も近いことでしょう。

なお、このほか、ゴム・印刷・塗装などに働く婦人のベンゼン中毒について

して俸給を一・二号昇給させ、退職金もこれを基準に倍額支払う案が提出されたが、労組の団交により、「今回の問題はなかったものにしてほしい」との回答を得て解決をみた（運輸通信）、既婚女子社員全員（二二名）に退職勧告、退職金は今回にかきり、基準額の十割（一般定年退職者または勤続十八年以上と同事）を支給する。また今後、女子社員が結婚した場合は、不文律として自然退職することを提案してきたが、婦人部でとりあげ、交渉の結果、会社側は提案を撤回した（機械、労働協約改訂に際し、今後、採用する女子の定年を事務員、工務員、職員は満三〇歳（現行は満五五歳で男子と同じ）とし、三〇歳以下でも女子は出産の時をもって停年とする。バス車掌は満二五歳を停年とする案を会社側から示されたが、労働組合の申入れにより撤回され、停年は男女差をつけず、現行の線で解決した（運輸通信）、などです。

一方、雇用情勢の悪化は例年になく就職難をきたし、殊に婦人の新規採用は困難で、中学新卒者のおもな吸収源であった繊維部門は、さきにも述べたように、当分は操短が続くものとみて新規求人を大幅に手控えており、デパート、銀行など比較的女子を多く受入れていた職場も、昨年より求人が少ないといわれています。



女子保護の概況

昭和三十三年

婦人少年局では、昭和二十七年以来毎年、事業場における女子労働者保護の状況を調査しているが、昭和三十三年におけるその状況がまとまったので、その概要を紹介する。

調査結果は前年までの結果と比べ著しく変った点はないが、女子労働者の中に占める有夫者の割合がひきつづき増加していること、第二に、妊娠又は分娩による退職者が、三年の調査結果より約四割増加していること、第三に、生理休暇請求実人員が前二回の調査結果より約一割増加していること等があげられる。以下、規模別、産業別に項目を追って説明することとする。

一、女子労働者数の推移
労働者総数の中に占める女子労働者の割合は二五・五％で、規模別にみると、小規模事業場ほど女子労働者の割合が高かった。

(1) 出産休暇

女子労働者の中に占める産前産後休業者の割合は、前年と同じく二・二％である。出産休業者を休業日数別にみると、

Table with 4 columns: 区分 (Category), 32年 (1957), 31年 (1956), 30年 (1955). Rows include percentages of female workers, percentages of married workers, and various types of leave days.

(注) (1)欄の()内の数値は、前年までの方法により算出した数値である。
退職時期別にみると、産後休業後の退職者が五三％で過半数を占め、産前産後休業中の退職者が一〇・五％で、前二回の調査結果と比べ、産前産後休業後の退職者が三・六％増加している。更にこれを規模別にみると、産後休業後の退職者は、三〇人、九十九人が四

全国調査によると、出産(一、七三九、六七四件)に対する死産(二七六、二七五件)の割合は一〇・一％である。
(3)産前産後休業
女子労働者のうち妊娠又は分娩による退職者は三八・三％(初産者四四・九％、経産者一八・五％)で、三年の三四％よりかなり増加している(表の参照)。産業別では、卸売及び小売業(七〇・四％)、建設業(六二・五％)、製造業(四三・五％)等に退職者が多く、規模別では、三〇人、九十九人が四四・一％、一〇人、九十九人が三八・五％、五〇人、九十九人が三四・八％で、これらは従来の調査結果とほぼ同数である。

四・一％、一〇〇人、九十九人が五・一％、五〇人以上が六・〇・五％と大規模事業場ほど多くなっている。

(4)産前における産後休業状況

妊娠のうち軽易業務に転換した者の割合は一・九％で、前二回の調査結果より若干増加している(前表(8)参照)。規模別では、三〇人、九十九人が二・四％、一〇〇人、九十九人が一・三・一・五〇人以上が八・四％で、五〇人以上の事業場の転換者の割合が最も低くなっている。産業別では、製造業が一四％で最も多く、運輸通信及びその他の公益事業の一・九％がこれに次いでおり、転換者の少ない産業としては、金融及び保険業の一・一％、卸売及び小売業の三・一％がある。

軽易業務転換者を転換時期別にみると

産前六週間より前の転換者が七・七％、産前六週間以後の転換者が二・三％で、これを更に規模別にみると、産前六週間より前の転換者は、三〇人、九十九人六二・九％、一〇〇人、九十九人一四・九％、五〇人以上九〇・三％と、大規模事業場ほど早期に転換している。

また、その従事する職種により異なるが、立作業から坐作業、筋肉労働から事務労働、交替制勤務から昼間勤務へとそれぞれ転換したもの、あるいは作業量の軽減の行われたものなどが多かった。

(6)育児時間

産婦のうち育児時間を請求した者の割合は四四・三％で三年とほぼ同じく、規模別では、三〇人、九十九人は五〇・五％と前二回の調査結果より約一割増加しており、一〇〇人、九十九人は四二・二％でほぼ同じく、五〇人以上は四三・二％で約五割減少している。産業別では、運輸通信及びその他の公益事業が五・六％で最も多く、製造業の四・六％がこれに次ぎ、請求者の少ない産業としては、卸売及び小売業の一・八・六％、サービス業の二・五・四％等がある。

(6)生理休暇

女子労働者のうち生理休暇を請求(三二年中に一回以上)した者は二〇(二四・七％)(注)で、前二回の調査結果に比べ若干増加している。

規模別では、三〇人、九十九人は一三・四(二六・九)％と三年より約三割増加しているが、一〇〇人、九十九人は一八・二(二三・〇)％、五〇人以上は二六・四(三一・五)％で前二回の調査結果とほぼ同様で、依然として小規模事業場ほど請求者の割合は低い。

(1)産前産後休業

産前産後休業中の給与について労働協約又は就業規則の中に定めのある事業場は調査対象事業場の五九・四％であるが、これを給与の内容及び期間に従ってわけると次のとおりである。

イ、産前産後各六週間を一〇〇％の賃金を支給する事業場 四五・六％
ロ、休業中無給で健康保険法による出産手当金を支給する事業場 三五・六％
ハ、産前産後各六週間を一〇〇％未満の賃金を支給する事業場 五・一％
ニ、産前産後各六週間をこえて一〇〇％

(2)育児時間

育児時間中の給与について定めのある事業場は三八・三％で、そのうち有給八・一・八％、無給四・九％にすぎない。

育児時間として与える時間について定めのある事業場は四六・九％で、これを三〇分とするもの七三・六％、一日二回各三〇分をこえるもの一六・四％となっており、このほか、一日三回各三〇分とするもの、特に制限せず必要に応じて与えるものなどが多かった。

働く婦人と労働組合 (2)

自由労働通信より

(前号の「2」は婦人の組織化が進展する一般的な現象の一例にすぎない)

世帯の責任 特に既婚婦人は、自分の職務以外のごく初歩の労働組合活動に専念する時間さえもないのが事実である。彼女達には世帯の責任があり、子供達の面倒をみなくてはならない。

職業に対する婦人の態度 ごく稀な例外はあるとしても、男女の職業に対する態度には根本的な相違があることを多くの組織が指摘している。男性は、自分の仕事は少くとも退職年齢までつづくものと思っているが、女性は、若い時の仕事は、学校を卒業してから結婚するまでのツナギと心得ていたり、また中年以降の場合も、暫定的な義務と考えている。したがって婦人労働者は、労働条件の向上をそれほど重要視しないし、労働組合活動に無関心である。この態度は質問に回答をよせた全部の組織から実際に指摘されている。

婦人労働力の不安定性 婦人の労働力が非常に不安定であるために、組合活動の成果をあげることが困難であるという組織がある。第一に、前でものべたように、職業に対する婦人の態度が問題である。若い婦人の多くは結婚すると職場を去るので、新人者をまたあらためて組織しなくてはならないし、また時には、もう少し訓練すれば組合運動の立派な助手になりうる人を失うこともある。組合活動は婦人の長期欠勤(産前、産後の休暇、子供の病気、疲勞に対する抵抗力の弱さ)のために妨害されるといっている組合もある。婦人労働力の不安定のもう一つの原因は、専門職の資格に欠けているために、安易に一つの職業から他の職業に、あるいは一つの企業から他の企業に、移動することである。

六、婦人労働者の組織化の方法 加盟組織からの回答には、婦人組合員の募集、関心の喚起、組合内にひきとめる、組合活動で積極的な役割を果たさせる、等のためのいろいろな方法がのべられている。これらの方法の中には男子の組織化のときも使うことができるものも沢山あるが、特に婦人労働者の組織化だけに使える方法も若干ある。

多くの労働組合の報告によると、労働条件に直接関係のある問題について、企業内で会合をもつことも婦人労働者の組合加盟に役立てられる。つまりこの種の会合で、労働組合活動の真価について、婦人労働者を啓蒙する機会がえら

れるし、他方、働く婦人自身も問題をのべる機会を与えられる。ある組合では、同一労働、同一賃金の原則を実施するための努力の結果、婦人組合員が増加する効果をもたらししている。

組織によつては、企業外の会議や集会、たとえば、同一職種内や特定地域内の婦人労働者を集めるという方法の効果を強調している。一般的には、これらの会合を開催するところは、婦人労働者が多い労働組合か、または特に婦人問題を取扱うための部をもっている組合である。

特に婦人問題のための責任をとる委員会や部が設置されていることが、婦人労働者の組織化を促進する上に重要であることを、殆んど全部に近い組織が認めている。

多くの組織は婦人で構成される委員会(場合によつては混成のものもある)をもつて、あらゆる単位(地方、地域、全国)の婦人労働者を代表している。一部の全国中央組織には婦人部があつて、この部の責任をもつ婦人担当者が執行委員会の委員である。婦人の労働組合運動に対する興味を喚起するための各種の方法を考へつくのは、これらの委員会や、部または責任をもつ役員であり、これらの方法を支持し実施にうつすのもこれらの機関である。

婦人委員会に刺激されて、婦人のための特別会議が組織されており、家事に対する度が増大の一途をたどっている時には、高度な工業国の労働組合運動では、婦人の組織化問題への関心が増大する。そして労働組合の勢力を伸張させるには、婦人労働者の組織化をはかることが肝要である。

(2)男子の組織化にあたって当面する問題の多くは、婦人の場合にも起り、その解決方法も同一である。しかし婦人にとつては、婦人に特殊な多くの問題があることも事実である。したがって婦人に対する組合活動はこれら婦人に特殊な要素を考慮にいれるべきである。

(3)そのための最善の方法を見出し、適当な計画を実施するという仕事は、婦人の役員にまかせた方が適切であると多くの組織が考えてきたのも、まさにこの理由による。

たとえば、潜在失業者のいる国の婦人の状態はどうか? 婦人に対する労働組合の態度はどうか? 栽培産業の賃金水準に婦人労働力はどういう影響を与えているか? これが組合員募集行動にどうひびいているか? 等がそれである。

これら以外にも多くの問題が婦人労働者の組織化に深い影響を及ぼしている。これらの問題の限界を究め、明確にすべきであるが、それには適当な調査活動をはじめめる必要がある。質問表に対する回答という限界はあるが、この簡単な調査の結果、次の結論に達した。

(4)したがって、婦人が労働組合に加入することを勧誘するにあたっては、婦人の知識と経験をいかにその重要さも強調せねばならないと同時に、特別委員会の設置や婦人役員の任命を支持し、婦人の組合役員を訓練する必要をみとめ、これを実施すべきである。

(5)しかし、ここに指摘すべきことは、労働組合運動を男女別に区別したいといっている組織は一つもないこと、また、回答中にはこういう方向をとるといふ傾向は全然あらわれないことである。

(6)労働組合内部における婦人労働者の組織化の如何は、ますます婦人自身にかかっていること、そして婦人達にこの事実を気づかせるために、あらゆることがおこなわれるべきである。

(7)後進国からの報告がかけているというし、まただされるべきである。つまり実情をたしかめ、先進国の間違ひから教訓を得、栽培産業その他発展途上の諸工業で婦人労働者を組織するための新しい技術を開発させるために、広範囲にわたる地域機関を活用すべきである。――終――

(三)三ページよりつづく 是年労働部と主催して、昨年五月(十一月までの約半年にわたる長期の夜間婦人労働大学が開講されました。週三回、夜六時(八時)まで就業後の二時間、授業日数七三日、一五〇時間の受講を続けた六人の働く婦人に修了証書が授与されましたが、既婚者や高齢の婦人もふくまれている。最近の働く婦人の向上意欲を物語る明るい事例といわれています。しかし、そのかげには、婦人労働会館という働く婦人のための施設が大きな役割をはたしていることも見逃せません。まして、中小企業地域では新しい構想にもとづいた働く婦人の家について、全国的な関心が高まっています。また当然

は、労働部と主催して、昨年五月(十一月までの約半年にわたる長期の夜間婦人労働大学が開講されました。週三回、夜六時(八時)まで就業後の二時間、授業日数七三日、一五〇時間の受講を続けた六人の働く婦人に修了証書が授与されましたが、既婚者や高齢の婦人もふくまれている。最近の働く婦人の向上意欲を物語る明るい事例といわれています。しかし、そのかげには、婦人労働会館という働く婦人のための施設が大きな役割をはたしていることも見逃せません。まして、中小企業地域では新しい構想にもとづいた働く婦人の家について、全国的な関心が高まっています。また当然

の方法を使っている。あらゆる組織が、たとえ婦人のための特別な計画をもっていない場合でも、婦人労働組合役員の重要性は認めており、婦人のためにいろいろな種類の訓練講座をもうけている。婦人だけを対象にした基礎講座をひらき、または労働組合指導者のための程度の高い講座に婦人のための席をもうけたりして、成果をあげたという組織も若干ある。

低開発国の状態 婦人の組織化という全体的な問題に再び戻ると、経済低開発国もしくは経済発展の途上にある国の婦人労働者の条件については、殆んど報告がよせられていない。こういう国の労働組合運動は、社会の改革と歩調をあわせる努力をすると同時に、婦人の数々の問題を解決しなければならぬ。婦人のおくれは必ず全般的な発展をおくらせる文盲撲滅と、市民を自己の権利に目ざめさせるための闘争対策でも、婦人をのけものにしてはならない。ここで記憶すべきことは、伝統その他の理由から、ある国々では婦人はまだ利用しうる労働力の一部とは考えられていないことである。

この一事をみても、もし婦人労働者を組合に入れようと思つたら、できるだけ広汎に宣伝活動をしなくてはならない。要であるということ、特に伝統、宗教、慣習によつて、男子が婦人労働者を組合に加入させることに反対している地域では、これは一層切実であることがわかる。

経済低開発国もしくは発展途上にある国の婦人労働者の組織化の二、三の面を示したが、これらとは別に、組織行動を困難にしているさまざまな要因がある。これらが今後の活動の基礎として役立つ研究の題目となるわけである。これらの要因の中には男子の場合にもあてはまるものもあるが、婦人にとつては特別の重要性をもっている。

こういう例がある。アフリカおよびアジアの代表が多数参加した労働組合主義者の会議で、二人の婦人が各種の問題について説明し、また討議にも参加した。多数の代表がこれら二人が演壇で演説をしている写真を買ひ、「国に帰つてこの写真を婦人たちにみせよう。これを見れば、労働組合は婦人の仕事でもある」と

これらの以外にも多くの問題が婦人労働者の組織化に深い影響を及ぼしている。これらの問題の限界を究め、明確にすべきであるが、それには適当な調査活動をはじめめる必要がある。質問表に対する回答という限界はあるが、この簡単な調査の結果、次の結論に達した。

(1)近代工業が婦人労働力を要求する程度が増大の一途をたどっている時には、高度な工業国の労働組合運動では、婦人の組織化問題への関心が増大する。そして労働組合の勢力を伸張させるには、婦人労働者の組織化をはかることが肝要である。

(2)男子の組織化にあたって当面する問題の多くは、婦人の場合にも起り、その解決方法も同一である。しかし婦人にとつては、婦人に特殊な多くの問題があることも事実である。したがって婦人に対する組合活動はこれら婦人に特殊な要素を考慮にいれるべきである。

婦人界の動き

(十一月一日)十二月十日

(十一月)

二、三日 日本の子どもに明るい生活と未来を——「第六回子どもを守る文化会議」が日本子どもを守る会や教育・児童文化関係約七十団体の共催で開かれ(於・長野市)、全国から参加した親・教師・専門家など千八百人が子どもをめぐる問題について語り合った。

四日 食生活の改善を目ざした「第五回食生活改善協議会中央大会(厚生省主催)」が東京で開かれた。

五日 栄養改善普及会主催による「全国台所会議」が東京で開かれ、食生活を始めた生活の合理化についての体験や研究が全国代表の会員間で話合われ、料理や食品の展示も行なわれた。

六日 警察官職務執行法改正案に反対する婦人団体・労働婦人部等により結成された「人権をまもる婦人協議会」主催による同法反対集会が、主婦・女子大生など約二千人の参加のもとに東京で行われ、引続き「母と娘の反対行進」が展開された。なお婦人の弁護士・判事・検事などにより組織された日本婦人法律家協会(会長久米愛氏)も警察法改正に反対する声明書を発表した。

七日 婦人団体等による「社会教育に関する婦人研究懇談会」では、二十八臨時国会に提出された社会教育法の改正案に対し反対の態度をきめ、参加十四団体の名をもって「同法案は社会教育の基本である政党への中立及び社会教育関係団体の自主性を犯すおそれがある」と認めるので反対するとの声明を行い、国会及び関係当局へ提出した。

八日 第一回自由民主党婦人議員会区町村議会の婦人議員が参加、警察法その他の問題及び米春の地方選挙対策等について議論し合った。

九日 日本女医会総会が東京で開かれ、会長に吉岡弥生氏が再選された。

十日 文部省の視学委員に、二十九氏が任命されたが、うち婦人は、波頭夕子(前品川区立錦ヶ森小学校校長)、松平友子(お茶の水教授)の二氏である。

十一日 汎太平洋東南アジア婦人協会日本委員会の役員に星野あけ(顧問)藤田たき(委員長)氏等が選出された。

十四日 自、社両党の衆参両院婦人議員十八名は連名で与野党、政府に対し「国会の議長・副議長はその権威を高めるため、党籍を離脱させるべきであり、国会法を速かに改正し通常国会から実現してもらいたい」旨の中入れを行なった。

十九日 主婦連など八団体で組織されている全国消費者団体連絡会では、東京都内の米屋が中小企業団体組織法に基づいて設立しようとしている「都米穀小売商業組合」は、米の売値を一方向的に決定して消費者に不利をおしつける怖れがあり、且つ配給記録の現状から設立の理由が薄弱であるとして関係当局に反対陳情をした。

二十三日 二十七日 ジョネーブに本部をおく国際児童福祉連合の主催により「国際児童福祉研究会」が東京で開催され、「家庭における児童」のテーマで世界四十か国の専門家を加えて研究発表、討議が行なわれた。

三十日 二月六日 社会福祉増進のため世界の社会事業家・社会福祉諸機関従事者、その他社会福祉に関心を有する人々が一堂に会して討議を行い、情報及び経験の交換を行なうことを目的とする「第九回国際社会事業会議」が「社会福祉と社会資源」の議題で、六十か国千五百人の参加のもとに東京で開催された(同会議日本国内委員会主催、労働組合・家政学、婦人の地位、職業指導など各種の問題がとり上げられた)。

(十二月)

二、三日 厚生省・日本家族計画連盟等の主催による「家族計画普及全国大会(第三回)」が東京で開かれ、実地指導員・医師・婦人団体員などが参加、地域社会や事業場における普及活動状況、問題点について討議を行なった。

四、五日 母と子の健康を守る「第二回全国母子衛生大会」が厚生省東京都の主催により東京で開催された。

六日 秋祭・ガス・電気料金等が相次いで値上げの動きを示している折柄、婦人団体国会活動連絡委員会加盟の六婦人団体(大学婦人協会・日本基督教婦人矯風会・日本婦人平和協会・日本婦人労働者同盟・全国地域婦人団体連絡協議会・日本看護協会)では「私鉄運賃の値上げは諸物価への影響が強く生活が圧迫される」として運輸省に反対の中入れをし、また「皇太子ご成婚の恩赦には選挙違反を除くよう」法務省に要望した。

八日 七月十八日以後百四十余日の長期にわたり無期限ストを続けていた王子製紙の争議が、労使双方の中山中央労働委員会会長の仲裁裁定により妥結したが、この争議には同社労組の主婦会が参加したという特色がみられる。

上旬 野田増殖中央委員会が去る九月実施した三十三年度「一般家庭の貯蓄についての世論調査」の結果が発表された(全国五万一千世帯対象)。これによると、昨年同調査よりも貯蓄しているものが増え(貯蓄しているもの八九・一%)、うち貸金貸付生活者が最も高く(九三・一%)、以下商業・農林漁業・工業、自由業・無職の順である。貯蓄の目的は、「子どもの教育費に」が貸金生活者に多く、「生活改善」は農林漁業者に、「納税」は商業の家庭に多く、半数が節約により貯金し、内職や副業が一〇・七%、臨時収入が一五・九であることがわかった。

婦人少年室協助力員名簿②

(昭和三十一年一月現在)

1.掲載氏名は発令者のみ
2.()内は定員数

新潟 江口 君子 (四)倉茂 周蔵 山下 愛子 日野 久伍 武野 義雄 石川 芳枝 室星 イツ 矢部 与作 那須 香枝 山田 松枝 久須美 ムメ 井上 教門 山田 充賢 寺沢 庄司 直塚 専精 神田 ムツ 山谷 悦子 西島 秀道 西川 留治 上田 セツ 佐久間 ヤイ 須貝 ハナ 池田 周太 増田 大秀 神田 里 渡辺ツカノ 渡辺智恵子 星野 則行 高野 レン 山本 豊成 広瀬三郎	西郷美遊喜 村山 繁 斎藤 ツナ 真部 トヲ 山岸ヨシ子 松井美津子 西田はつ子 富山 濱岡 玉喜 (二六)今湊 富子 浅地 静枝 佐藤 信俊 佐々木きよ 石田 貞 三谷長八郎 川本 すえ 河合なをり 姫野 ゆき 佐伯 ゆき 青木 大作 堀内 美子 村井 正美 石川 杉本藤太郎 (二六)成松 美代 鶴羽 アキ 福田志津枝 丹羽 直枝 池田泰東里 二羽 誠子 南 愛子 高木 きみ 渡部 睦子	佐藤八十八 稲坂 とめ 大綱 周二 島中千賀子 牧野二三 飯田 友枝 福井 鳳 (二五)福屋 清子 近松 秀子 橋本 ひろ 長谷川すゑ 岡野ひさの 渡辺 まつ 藤本 重志 原 澄子 柳川 静子 魚住 峰 高瀬 昇 池田 茂夫 山口 妙子 浜野 こき 山梨 寺田 貞雄 (二九)曾根弥太郎 井上たか子 米山 直照 田中 かつ 岩田 てう 小林 梅子 進藤喜与子 鶴田とらの 岡 定英 志村 花子	一之瀬益子 勝俣 君雄 天野よし子 藤井 徳次 細田市之助 小泉 好子 古屋茂登子 川上 つる 長野 赤羽 四郎 (三三)小野ふみ子 坂口はな子 滝沢五百枝 工藤 三雄 藤井 のぶ 諏訪 次郎 塩沢 八代 原 和 中村 文明 中村 綾夫 山浦 国久 野原 弘 日下部久子 橋 富貴子 清水 弥平 海谷 良 関 あさ 小川みさを 菊池 千冬 大井 政子 林 あさ 浅田 定三 金原 昇 白鳥五百枝	原 手留貴 井上 てい 大西 加代 望月 信雄 森田 かつみ 下川高次郎 丸山とみへ 岐阜 花岡ふさ子 (二六)中島 貞 穂坂 由春 丹羽 峰子 松岡 桐雄 横山さく江 新井 ゆき 水町日出子 小笠原ユリ 牧村つや子 岡村 千代 中村 勘造 今津 保美 大越開富代 中田 きん 大塚 沢子 林 弥生 野村 美智 市原 孫平 佐光金美子 高山あさよ 安藤 愛子 横関 千寿 三輪きみあ 改田 みね 静岡 土屋 喬 (三五)林 ひで 西野 石子 小畑 利夫	朝比奈すえの 生熊美智子 織田 玲子 光木 みわ 杉山百合子 井関 幸子 上松 友七 岡田登志子 勝又 礼子 島田はる江 望月千代子 谷川 脩 本多シズエ 伊藤三千代 大井上寿枝 谷村 みち 藤井 千代 武井 侯夫 加藤 善 高木ふみえ 岩辺 福子 柳沢 英士 伊藤修二郎 黒田 和子 足立 常子 森川 幸昌 江口まし子 植村 功 古知 愛子 大沢 京子 望月きく江 愛知 渡辺恵太郎 (五二)大脇美智子 妹尾 練三 丹羽 湛海 角南澄三太 池田トミ子	山本 幸子 野浪 けい 野村 敏子 桜井 義男 森元 正一 栗本志津子 岩島二三 佐藤 利雄 山崎 英一 松本 俊子 平井 政男 木全 英昭 斎藤 好信 田嶋 茂 山本 恵明 戸田貞之丞 長谷川正次 服部 銀市 柳田てる子 山北 道彦 彦坂 末一 山田 四郎 小林 あさ 柳田波奈子 伊奈五兵衛 沢田 文子 外山 利夫 藤原 英三 森戸 一 安田 末治 野々山三三 浅野美智子 松村 佳子 山田 康平 浅野 久次 奥田伝右衛門 小林 隆夫	小田 満 藤島 宏作 長田久美子 横井栄一郎 江口 光吉 大沢重右衛門 山本 礼子 浅沼 春子 三重 坂倉 タマ (二九)島田 みあ 黒川 まさを 小林 敏樹 岡本 憲徳 竹岡 豊 常盤井教子 緒方千枝子 保見 いま 大野 美代 高石 啓三 中村 志げ 大谷美佐子 好川 順子 森本 みの 的場 千恵 滋賀 松井 秀猪 (二八)土屋 貞蔵 奥富 緑 内川 幸夫 朝見みさえ 佐藤 公子 田中 豊弥 長岡 祥子 松田 健二 岡野 きく
---	--	---	---	---	--	---	---

産前産後の婦人・発育期の青少年に
最も不足しているカルシウムを...

カルミックスで!

カルミックスは極めて吸収の
良いコロイドのカルシウムに
ビタミンB₁₂を複合させた甘
くて飲み易い錠剤です。

カルシウムは精神を安定させる働
きがありますので、少年鑑別院、
養護学院ではカルシウムの投与に
より、非常に効果を上げています。

500錠 200円
薬局・デパートでお求め下さい。



ミネラル入総合ビタミン剤で
もとうてい摂り切れないカル
シウムを是非カルミックスで
解決して下さい。

厚生省の調査によるとカルシウム
は一般の人でも60%も不足して
おり、産前・産後の婦人、発育期
の青少年に至つてはまさに大変な不
足です。

誌名記入御申越次第見本文献呈

東京都中央区日本橋室町1-2

栄養カルシウム興業株式会社

魅惑の新らしいカメラ!

ヤシカ44

近代人の暮しにマツチ
した流行のカラーハー
モニイを初めて採用し
新らしく7色のヤシカ
44を発売しました。
シャープなメカニズム
とソフトなツートンカ
ラーのヤシカ44・7色
の中から、お好みの色
をお選びください。

YASHICA



ヤシカ44..... ¥11,800
豪華124頁「ヤシカ44写真術」添付
(内カメラ ¥10,800 革ケース ¥1,000)



株式会社 ヤシカ

東京・日本橋室町1-8